

知事部局個人情報ファイル簿

様式第2号

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	審議会等委員名簿
行政機関等の名称	秋田県知事
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部行政経営課
個人情報ファイルの利用目的	審議会等の委員の任用にあたって、複数の審議会等に重複して就任している委員を把握する必要があるため。
記録項目	審議会等名称、部局、所管課所、現任期の始期、現任期の終期、氏名、氏名のフリガナ、職業・役職、委員在任年数、県職員に該当するかどうか、性別、公募委員に該当するかどうか
記録範囲	審議会等委員
記録情報の収集方法	審議会等の状況調査
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	同一実施機関内及び他の実施機関
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 秋田県総務部行政経営課
	(所在地) 〒010-8570 秋田県秋田市山王 4 - 1 - 1
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—

個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無		
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称) 秋田県総務部行政経営課 (所在地) 〒010-8570 秋田県秋田市山王4-1-1		
行政機関等匿名加工情報の概要	—		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—		
備 考	—		

様式第2号

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	栄典既受章者台帳
行政機関等の名称	秋田県知事
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部秘書課
個人情報ファイルの利用目的	栄典事務において過去の受章歴確認のために利用する。
記録項目	1 氏名 2 年齢（受章時） 3 住所 4 受章に係る役職名 5 受章に係る功労・功績名 6 受章年月日、勲等
記録範囲	栄典受章者（叙勲、褒章）
記録情報の収集方法	国からの提供
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称） 秋田県総務部秘書課
	（所在地） 〒010-8570 秋田県秋田市山王 4－1－1
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—

個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無		
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) 秋田県総務部秘書課 (所在地) 〒010-8570 秋田県秋田市山王4-1-1		
行政機関等匿名加工情報の概要	—		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—		
備 考	—		

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	税務総合システム	
行政機関等の名称	秋田県知事	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部税務課、総合県税事務所	
個人情報ファイルの利用目的	県税の賦課徴収のために利用する。	
記録項目	別紙のとおり	
記録範囲	県税の納税義務者、特別徴収義務者	
記録情報の収集方法	県税の納税義務者等から提出された申告、届出、税務調査及び他機関からの情報収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	－	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地（名称）	（名称） 秋田県総務部広報広聴課	
	（所在地） 〒010-8570 秋田県秋田市山王 4－1－1	
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名称） 秋田県総務部税務課 （所在地） 〒010-8570 秋田県秋田市山王 4－1－1	
行政機関等匿名加工情報の概要	－	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	－	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	－	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備考	－	

■納税者 1納税者番号、2納税者履歴連番、3共通番号、4人格区分、5法人格コード、6法人格前後コード、7氏名名称、8支店営業所名、9氏名名称カナ、10住所コード、11郵便番号、12住所、13番地、14方書、15カスタマバーコード、16検索用氏名名称、17検索用支店営業所名、18検索用氏名名称カナ、19名寄せ用住所、20名寄せ用番地、21名寄せ用方書、22名寄せ用氏名名称、23名寄せ用住所所在地、24電話番号、25携帯電話番号、26FAX番号、27メールアドレス、28開始年月日、29終了年月日、30注意喚起区分、31名寄せ可否区分、32納税者メモ、33登録年月日、34登録事務所コード、35登録税目コード、36登録事由コード、37異動年月日、38異動事務所コード、39異動税目コード、40異動事由コード、41ユーザID、42個人情報非開示、43本店納税者番号、44居所区分
■納税者補記 1納税者番号、2納税者補記人格区分、3勤務先法人格コード、4勤務先法人格前後コード、5代表者／勤務先氏名名称、6勤務先支店営業所名、7代表者／勤務先氏名名称カナ、8代表者／勤務先住所コード、9代表者／勤務先郵便番号、10代表者／勤務先住所、11代表者／勤務先番地、12代表者／勤務先方書、13代表者／勤務先電話番号
■納税者管理 1課税番号、2納税者番号、3納税者管理履歴連番、4納税者区分、5承継者種別、6開始年月日、7終了年月日、8税目コード、9送付先区分、10気付送付先連番、11異動年月日、12異動事務所コード、13異動税目コード、14異動事由コード
■口座 1納税者番号、2口座連番、3口座履歴連番、4金融機関コード、5店舗コード、6預金種別コード、7口座番号、8口座名義人カナ、9口座名義人、10口座状態コード、11口座メモ、12登録年月日、13登録事務所コード、14登録税目コード、15登録事由コード、16異動年月日、17異動事務所コード、18異動税目コード、19異動事由コード、20ユーザID
■利用口座 1課税番号、2納税者番号、3口座用途区分、4口座連番、5口座利用停止区分、6口座番号印字区分、7異動年月日、8異動事務所コード、9異動税目コード、10異動事由コード
■送付文書 1文書番号、2文書番号枝番、3発行年月日、4帳票ID、5課税番号、6納税者番号、7事務所コード、8送付文書送付先区分、9あて先人格区分、10あて先法人格コード、11あて先法人格前後コード、12あて先氏名名称、13あて先支店営業所名、14あて先住所コード、15あて先郵便番号、16あて先住所、17あて先番地、18あて先方書、19あて先屋号、20あて先カスタマバーコード、21納期限、22登録番号
■気付送付先 1納税者番号、2気付送付先連番、3気付送付先人格区分、4気付送付先法人格コード、5気付送付先法人格前後コード、6気付送付先氏名名称、7気付送付先氏名名称カナ、8気付送付先支店営業所名、9気付送付先住所コード、10気付送付先郵便番号、11気付送付先住所、12気付送付先番地、13気付送付先方書、14気付送付先カスタマバーコード、15気付送付先電話番号、16気付送付先メモ、17税理士番号、18登録年月日、19登録事務所コード、20登録税目コード、21登録事由コード、22異動年月日、23異動事務所コード、24異動税目コード、25異動事由コード、26ユーザID
■調定1 調定番号、2税目コード、3納税者番号、4事務所コード、5調定事務所コード、6滞納整理事務所コード、7課税番号、8期別、9課税年度、10申告処理区分、11申告決議年月日、12当初本税額、13当初過少加算金額、14当初不申告加算金額、15当初重加算金額、16繰越当初本税額、17繰越当初過少加算金額、18繰越当初不申告加算金額、19繰越当初重加算金額、20現在本税額、21現在過少加算金額、22現在不申告加算金額、23現在重加算金額、24本税未納額、25過少加算金未納額、26不申告加算金未納額、27重加算金未納額、28法定納期限、29納期限、30調定年月日、31繰越調定年月日、32統計年月、33完納年度、34完納年月日、35延滞金確認区分、36延滞金確定区分、37当初延滞金額、38繰越当初延滞金額、39現在延滞金額、40延滞金減免額、41延滞金未納額、42未納有無区分、43通知年月日、44調定納税者件数、45調定作成区分、46調定決議書出力区分、47調定決議書出力年月日、48更正請求年月日、49猶予有無区分、50滞納処分停止有無区分、51納税義務消滅予定年月日、52不納欠損決議年月日、53不納欠損決議区分、54利子割控除区分、55納税証明書発行区分、56標識コード、57登録番号、58表示用登録番号、59証紙取扱区分、60証紙収入額、61自動車二税減額年月日、62証紙調定件数、63証紙減額区分、64証紙延滞金件数、65証紙延滞金額、66市町村コード、67本税現年減額、68本税現年減額件数、69本税旧現年減額、70本税旧現年減額件数、71本税滞繰減額、72本税滞繰減額件数、73本税歳出減額、74本税歳出減額件数、75過少加算金現年減額、76過少加算金現年減額件数、77過少加算金旧現年減額、78過少加算金旧現年減額件数、79過少加算金滞繰減額、80過少加算金滞繰減額件数、81過少加算金歳出減額、82過少加算金歳出減額件数、83不申告加算金現年減額、84不申告加算金現年減額件数、85不申告加算金旧現年減額、86不申告加算金旧現年減額件数、87不申告加算金滞繰減額、88不申告加算金滞繰減額件数、89不申告加算金歳出減額、90不申告加算金歳出減額件数、91重加算金現年減額、92重加算金現年減額件数、93重加算金旧現年減額、94重加算金旧現年減額件数、95重加算金滞繰減額、96重加算金滞繰減額件数、97重加算金歳出減額、98重加算金歳出減額件数、99不動産農地一括猶予額、100評価区分、101振替有無区分、102特例延長納期限、103災害延長納期限、104法定納期限等、105調定状態区分、106決議処理連番
■減額履歴 1調定番号、2税目コード、3減額履歴番号、4納税者番号、5事務所コード、6調定事務所コード、7課税番号、8期別、9課税年度、10申告処理区分、11申告決議年月日、12減額元調定番号、13減額区分、14調定年月日、15本税額、16法人県税割額、17法人県均等割額、18法人所得割額、19法人付加価値割額、20法人資本割額、21法人収入割額、22法人特所得割額、23法人特収入割額、24過少加算金額、25不申告加算金額、26重加算金額、27法人特過少加算金額、28法人特不申告加算金額、29法人特重加算金額、30統計計上年度、31統計計上年月、32減額元申告処理区分、33減額元申告決議年月日、34減額元調定決議書出力年月日、35自動車二税減額年月日

■調定納税者 1納税者番号、2事務所コード、3調定事務所コード、4滞納整理事務所コード、5課税番号、6課税年度、7期別、8申告処理区分、9申告決議年月日、10納税者状態区分、11調定納税者区分、12引継元納税者番号、13納期限、14納通等文書番号、15納通等送達区分、16納通等返戻回数、17督促状文書番号、18督促状送達区分、19督促状返戻回数、20督促状発付区分、21督促状発付年月日、22催告書発付区分、23催告書発付年月日、24繰上徴収期限年月日、25繰上徴収期限時分、26本税額、27延滞金額、28過少申告加算金額、29不申告加算金額、30重加算金額、31本税収納額、32延滞金収納額、33過少申告加算金収納額、34不申告加算金収納額、35重加算金収納額、36未納有無区分、37相続状態区分、38納入コード、39取消決議書発付対象区分、40承継割合分母、41承継割合分子
■収納履歴 1調定番号、2税目コード、3収納履歴番号、4納税者番号、5事務所コード、6調定事務所コード、7課税番号、8期別、9課税年度、10申告処理区分、11申告決議年月日、12収納番号本番、13収納番号枝番、14収納区分、15収納補助区分、16収納チャネル区分、17歳入年度、18歳入年月日、19公金振替年月日、20納付年月日、21納付区分、22本税額、23法人県税割額、24法人県均等割額、25法人所得割額、26法人付加価値割額、27法人資本割額、28法人収入割額、29法人特所得割額、30法人特収入割額、31過少加算金額、32不申告加算金額、33重加算金額、34法人特過少加算金額、35法人特不申告加算金額、36法人特重加算金額、37延滞金額、38法人特延滞金額、39統計計上年度、40統計計上年月、41現繰区分、42還付支払請求番号、43充当支払請求番号、44延滞金免除区分、45充当元調定番号、46C V S本部コード、47C V S店舗コード、48代納者区分、49納入コード、50バッチ番号、51バッチ番号内連番、52帳票種別コード、53延滞金決議履歴番号
■仮収納 1歳入年月日、2収納チャネル区分、3収納番号本番、4収納番号枝番、5納税者番号、6事務所コード、7調定事務所コード、8税目コード、9課税番号、10期別、11課税年度、12申告処理区分、13申告決議年月日、14歳入年度、15収納区分、16納付年月日、17納付区分、18払込書作成区分、19標識コード、20登録番号、21現繰区分、22本税額、23法人県均等割額、24法人所得割額、25法人付加価値割額、26法人資本割額、27法人収入割額、28法人特所得割額、29法人特収入割額、30過少加算金額、31不申告加算金額、32重加算金額、33法人特過少加算金額、34法人特不申告加算金額、35法人特重加算金額、36延滞金額、37法人延滞金額、38法人特延滞金額、39合計収納額、40統計年度、41統計年月、42統計事務所コード、43統計税目コード、44統計課税年度、45統計現繰区分、46統計本税額、47統計法人県均等割額、48統計法人所得割額、49統計法人付加価値割額、50統計法人資本割額、51統計法人収入割額、52統計法人特所得割額、53統計法人特収入割額、54統計過少加算金額、55統計不申告加算金額、56統計重加算金額、57統計法人特過少加算金額、58統計法人特不申告加算金額、59統計法人特重加算金額、60統計延滞金額、61統計法人延滞金額、62統計法人特延滞金額、63C V S収納日付、64C V S収納時間、65C V S本部コード、66C V S店舗コード、67C V S識別子、68C V Sメーカーコード、69C V S県コード、70C V S事務所コード、71C V S課税番号、72C V S課税年度、73C V S期別、74C V S申告区分コード、75C V S帳票区分、76C V S本税延滞金区分、77C V S再発行区分、78C V S支払期限、79C V S印紙要否、80C V S金額、81C V Sチェックデジット、82公金振替年月日、83更正先事務所コード、84科目更正有無区分、85所管更正有無区分、86年度更正有無区分、87一括納付分割区分、88消込指示区分、89エラー状態区分、90エラーコード1、91エラーコード2、92エラーコード3、93エラーコード4、94エラーコード5、95エラーコード6、96エラーコード7、97エラーコード8、98エラーコード9、99エラーコード10、100バッチ番号、101バッチ番号内連番、102代納者区分、103納入コード、104消込不能回数、105帳票種別コード、106番号、107課税区分、108整理番号、109ユーザID、110新規入力分ブルーリスト出力区分、111訂正分割分ブルーリスト出力区分、112日次帳票出力区分
■消込キー管理 1MP N納付番号、2確認番号、3納付番号、4内部連番、5MPN納付区分、6申告受付番号、7調定番号、8税目コード、9納税者番号、10事務所コード、11調定事務所コード、12課税番号、13期別、14課税年度、15申告処理区分、16申告決議年月日、17見込納付区分、18金額、19本税額、20法人県均等割額、21法人所得割額、22法人付加価値割額、23法人資本割額、24法人収入割額、25法人特所得割額、26法人特収入割額、27過少加算金額、28不申告加算金額、29重加算金額、30法人特過少加算金額、31法人特不申告加算金額、32法人特重加算金額、33延滞金額、34法人延滞金額、35法人特延滞金額、36収納チャネル区分、37支払済年月日、38仮消込領収区分、39仮消込支払方法、40仮消込チャネル区分、41仮消込入力区分、42仮消込印紙税額、43仮消込収納区分、44仮消込入金年月日、45仮消込収納年月日、46仮消込MPN処理年月日、47仮消込MPN処理時刻、48仮消込金融機関コード、49仮消込店舗コード、50仮消込仕向処理年月日、51仮消込結果区分、52仮消込決済単位年月日、53収納歳入年月日、54収納納付年月日、55収納番号本番、56収納番号枝番、57収納収入消込処理日、58MPN納付情報区分、59消込キー格納年月日、60消込キー設定年月日、61予備1、62予備2、63予備3、64予備4、65予備5
■更正内訳 1更正内訳番号、2更正年月日、3更正種別、4納税者番号、5課税番号、6期別、7申告処理区分、8更正元歳入年月日、9更正元収納チャネル区分、10更正元収納番号本番、11更正元収納番号枝番、12更正元事務所コード、13更正元税目コード、14更正元課税年度、15更正元統計年度、16更正元統計年月、17更正元現繰区分、18更正元納付年月日、19更正元本税額、20更正元法人県均等割額、21更正元法人所得割額、22更正元法人付加価値割額、23更正元法人資本割額、24更正元法人収入割額、25更正元法人特所得割額、26更正元法人特収入割額、27更正元過少加算金額、28更正元不申告加算金額、29更正元重加算金額、30更正元法人特過少加算金額、31更正元法人特不申告加算金額、32更正元法人特重加算金額、33更正元延滞金額、34更正元法人延滞金額、35更正元法人特延滞金額、36更正先歳入年月日、37更正先収納チャネル区分、38更正先収納番号本番、39更正先収納番号枝番、40更正先事務所コード、41更正先税目コード、42更正先課税年度、43更正先統計年度、44更正先統計年月、45更正先現繰区分、46更正先納付年月日、47更正先本税額、48更正先法人県均等割額、49更正先法人所得割額、50更正先法人付加価値割額、51更正先法人資本割額、52更正先法人収入割額、53更正先法人特所得割額、54更正先法人特収入割額、55更正先過少加算金額、56更正先不申告加算金額、57更正先重加算金額、58更正先法人特過少加算金額、59更正先法人特不申告加算金額、60更正先法人特重加算金額、61更正先延滞金額、62更正先法人延滞金額、63更正先法人特延滞金額、64帳票出力区分

■過誤納 1調定番号、2税目コード、3過誤納番号、4過誤納発生年度、5過誤納発生年月日、6納税者番号、7代納者番号、8事務所コード、9調定事務所コード、10課税番号、11期別、12課税年度、13申告処理区分、14申告決議年月日、15過誤納状態区分、16過誤納発生理由区分、17標識コード、18登録番号、19表示用登録番号、20本税額、21法人県税割額、22法人県均等割額、23法人人事所得割額、24法人事付加価値割額、25法人事資本割額、26法人事収入割額、27法人特本税額、28法人特所得割額、29法人特収入割額、30延滞金額、31法人特延滞金額、32過少加算金額、33法人特過少加算金額、34不申告加算金額、35法人特不申告加算金額、36重加算金額、37法人特重加算金額、38歳入本税額、39歳入法人県税割額、40歳入法人県均等割額、41歳入法人人事所得割額、42歳入法人事付加価値割額、43歳入法人事資本割額、44歳入法人事収入割額、45歳入法人特本税額、46歳入法人特所得割額、47歳入法人特収入割額、48歳入延滞金額、49歳入法人特延滞金額、50歳入過少加算金額、51歳入法人特過少加算金額、52歳入不申告加算金額、53歳入法人特不申告加算金額、54歳入重加算金額、55歳入法人特重加算金額、56歳出本税額、57歳出法人県税割額、58歳出法人県均等割額、59歳出法人人事所得割額、60歳出法人事付加価値割額、61歳出法人事資本割額、62歳出法人事収入割額、63歳出法人特本税額、64歳出法人特所得割額、65歳出法人特収入割額、66歳出延滞金額、67歳出法人特延滞金額、68歳出過少加算金額、69歳出法人特過少加算金額、70歳出不申告加算金額、71歳出法人特不申告加算金額、72歳出重加算金額、73歳出法人特重加算金額、74利子割除戻付額、75過誤納確定年月日、76還付充当決議年月日、77支払年月日、78歳入支払通知番号、79歳出支払通知番号、80還付充当修正有無区分、81減額元調定番号、82誤納元収納履歴番号
■還付 1支払年度、2支払通知番号、3納税者番号、4事務所コード、5調定事務所コード、6支払方法、7支払年月日、8支払金額、9納税者氏名名称、10納税者法人格コード、11納税者法人格前後コード、12納税者郵便番号、13納税者住所、14納税者番地、15納税者方書、16還付受任者氏名名称、17還付受任者法人格コード、18還付受任者法人格前後コード、19還付受任者郵便番号、20還付受任者住所、21還付受任者番地、22還付受任者方書、23金融機関コード、24店舗コード、25預金種別コード、26口座番号、27口座名義人カナ、28還付委任状有無区分、29還付充当通知書文書番号、30還付充当通知書送達区分、31還付充当通知書返戻回数、32還付充当通知年月日、33還付先区分
■還付委任状 1調定番号、2税目コード、3標識コード、4登録番号、5過誤納発生理由区分、6債権譲渡一連番号、7事務所コード、8調定事務所コード、9課税年度、10課税番号、11期別、12申告処理区分、13納税者番号、14金融機関コード、15店舗コード、16預金種別コード、17口座番号、18口座名義人カナ、19口座状態コード、20受理年月日、21氏名名称、22郵便番号、23住所コード、24住所、25番地、26方書、27電話番号、28支払方法、29納入コード、30氏名名称カナ
■債権譲渡先情報 1債権譲渡一連番号、2納税者番号、3郵便番号、4住所コード、5住所、6番地、7方書、8氏名名称、9電話番号、10支払方法、11金融機関コード、12店舗コード、13預金種別コード、14口座番号、15口座名義人カナ、16氏名名称カナ
■口座振替 1調定番号、2振替年月日、3事務所コード、4税目コード、5課税番号、6課税年度、7期別、8申告処理区分、9申告決議年月日、10納期限、11金融機関コード、12店舗コード、13預金種別コード、14口座番号、15標識コード、16登録番号、17口座名義人、18口座名義人カナ、19顧客コード、20納税者番号、21口座振替額、22振替結果コード
■確定延滞金決議 1調定番号、2税目コード、3延滞金履歴番号、4納税者番号、5事務所コード、6調定事務所コード、7滞納整理事務所コード、8課税番号、9期別、10課税年度、11申告処理区分、12申告決議年月日、13法定納期限、14納期限、15調定年月日、16繰越調定年月日、17調定決議書出力区分、18延滞金額、19法人事延滞金額、20法人特延滞金額、21延滞金増減額、22法人事延滞金増減額、23法人特延滞金増減額、24延滞金繰越額、25法人事延滞金繰越額、26法人特延滞金繰越額、27延滞金未納額、28法人事延滞金未納額、29法人特延滞金未納額、30統計年度、31統計年月、32統計年月日、33現滞区分、34調定決議書出力年月日、35告知書発付年月日、36指定納期限、37決議済フラグ、38延滞金現年減額、39延滞金現年減額件数、40法人事延滞金現年減額、41法人事延滞金現年減額件数、42法人特延滞金現年減額、43法人特延滞金現年減額件数、44延滞金滞繰減額、45延滞金滞繰減額件数、46法人事延滞金滞繰減額、47法人事延滞金滞繰減額件数、48法人特延滞金滞繰減額、49法人特延滞金滞繰減額件数、50延滞金歳出減額、51延滞金歳出減額件数、52法人事延滞金歳出減額、53法人事延滞金歳出減額件数、54法人特延滞金歳出減額、55法人特延滞金歳出減額件数
■確定延滞金減額履歴 1調定番号、2税目コード、3延滞金履歴番号、4納税者番号、5事務所コード、6調定事務所コード、7課税番号、8期別、9課税年度、10申告処理区分、11申告決議年月日、12減額元延滞金履歴番号、13減額区分、14調定年月日、15延滞金額、16法人事延滞金額、17法人特延滞金額、18統計計上年度、19統計計上年月
■延滞金決議 1歳入年月日、2収納チャネル区分、3収納番号本番、4収納番号枝番、5事務所コード、6調定事務所コード、7納税者番号、8延滞金調定事由、9課税番号、10課税年度、11期別、12申告処理区分、13申告決議年月日、14歳入年度、15税目コード、16延滞金調定額、17納付年月日、18標識コード、19登録番号、20現繰区分、21作成年月日
■延滞金履歴 1調定番号、2税目コード、3延滞金履歴番号、4納税者番号、5事務所コード、6調定事務所コード、7課税番号、8期別、9課税年度、10申告処理区分、11申告決議年月日、12発生年度、13発生年月日、14延滞金確定区分、15計算期間始期、16計算期間終期、17延滞金額、18法人事延滞金額、19法人特延滞金額、20延滞金増減額、21法人事延滞金増減額、22法人特延滞金増減額、23延滞金修正理由、24減額元申告処理区分、25減額元申告決議年月日、26課税年度、27延調定年月日、28延指定納期限、29告知書発付年月日、30延調定決議書出力年月日、31決議済フラグ、32延統計年月、33延繰越調定年月日、34繰越当初延滞金額、35法人事繰越当初延滞金額、36法人特繰越当初延滞金額、37減免フラグ、38歳出延滞金額、39法人事歳出延滞金額、40法人特歳出延滞金額

■発行管理 1納付番号、2確認番号、3調定番号、4税目コード、5納税者番号、6事務所コード、7調定事務所コード、8課税番号、9期別、10課税年度、11申告処理区分、12申告決議年月日、13バーコード、14整理番号、15帳票種別コード、16納入コード、17再発行区分、18支払期限、19印紙要否、20金額、21本税額、22法人県均等割額、23法人事所得割額、24法人事付加価値割額、25法人事資本割額、26法人事収入割額、27法人特所得割額、28法人特収入割額、29過少加算金額、30不申告加算金額、31重加算金額、32法人特過少加算金額、33法人特不申告加算金額、34法人特重加算金額、35延滞金額、36法人事延滞金額、37法人特延滞金額、38納付書発行年月日、39納付書発行年月日、40表示用登録番号、41収納チャネル区分、42支払済年月日、43MPN納付区分、44帳票連番、45納付情報収納機関コード、46納付情報申告区分・課税期間、47納付情報支払可否フラグ、48納付情報レスポンスコード、49納付情報支払可能期限、50納付情報納付金区分、51納付情報氏名カナ、52納付情報氏名漢字、53納付情報今回請求金額合計、54納付情報請求本体金額、55納付情報請求固定延滞金額、56納付情報延滞金随時計算フラグ、57納付情報納期限、58納付情報延滞金計算開始年月日、59納付情報延滞金表示区分、60納付情報納付内容カナ、61納付情報納付内容漢字、62納付情報手数料負担区分、63納付情報地公体任意情報、64納付情報納付方式、65仮消込領収区分、66仮消込支払方法、67仮消込チャネル区分、68仮消込入力区分、69仮消込印紙税額、70仮消込収納区分、71仮消込入金年月日、72仮消込収納年月日、73仮消込MPN処理年月日、74仮消込MPN処理時刻、75仮消込金融機関コード、76仮消込店舗コード、77仮消込仕向処理年月日、78仮消込結果区分、79仮消込決済単位年月日、80収納歳入年月日、81収納納付年月日、82収納番号本番、83収納番号枝番、84収納収入消込処理日、85MPN納付情報区分、86M P N納付情報作成年月日、87M P N納付情報削除依頼年月日、88一括納付区分、89納税証明書発行区分、90予備 1、91予備 2、92予備 3、93予備 4、94予備 5
■滞納調定 1調定番号、2税目コード、3納税者番号、4滞納整理事務所コード、5滞納整理担当者コード、6事務所コード、7課税番号、8課税年度、9期別、10申告処理区分、11申告決議年月日、12引継本税額、13引継過少加算金額、14引継不申告加算金額、15引継重加算金額、16引継延滞金額
■滞納調定納税者 1調定番号、2税目コード、3納税者番号、4滞納整理事務所コード、5滞納整理担当者コード、6調定事務所コード、7課税番号、8課税年度、9期別、10申告処理区分、11申告決議年月日、12レコード状態区分、13納税者区分、14納期限、15分納有無区分、16不納欠損有無区分、17差押有無区分、18参加差押有無区分、19交付要求有無区分、20払戻請求書有無区分、21徴収嘱託有無区分、22公売有無区分、23差押予告発行区分、24差押予告発行年月日、25差押予告納付期限年月日、26公売予定日、27催告文書発行区分、28催告文書発行年月日、29催告文書納付期限年月日
■滞納者 1納税者番号、2文書止め区分、3分納有無区分、4滞納整理除外区分、5所在調査区分、6財産調査区分、7付箋区分 1、8付箋区分 2、9付箋区分 3、10付箋区分 4、11携帯電話会社コード、12滞納者記事 1、13滞納者記事 2、14帳票出力区分、15勤務先等調査年月日、16勤務先等調査実施、17勤務先等調査結果、18預貯金調査年月日、19預貯金調査実施、20預貯金調査結果、21固定資産調査年月日、22固定資産調査実施、23固定資産調査結果
■滞納整理履歴 1滞納整理番号、2納税者番号、3調定番号、4税目コード、5事務所コード、6滞納整理事務所コード、7滞納整理担当者コード、8滞納整理担当者氏名、9課税番号、10課税年度、11期別、12申告処理区分、13申告決議年月日、14取消滞納整理番号、15滞納整理区分、16決裁区分、17申請年月日、18起案年月日、19決議年月日、20確定年月日、21取消起案年月日、22取消決議年月日、23取消確定年月日、24滞納整理年月日自、25滞納整理年月日至、26元滞納整理年月日至、27本税額、28県税割額、29県均等割額、30事所得割額、31事付加価値割額、32事資本割額、33事収入割額、34過少加算金額、35不申告加算金額、36重加算金額、37延滞金額、38特本税額、39特所得割額、40特収入割額、41特過少加算金額、42特不申告加算金額、43特重加算金額、44特延滞金額、45統計計上年度、46統計計上年月、47現繰区分、48取消統計計上年度、49取消統計計上年月、50取消現繰区分、51予定入力本税額、52予定入力特本税額、53予定入力延滞金額、54予定入力特延滞金額、55予定入力過少加算金額、56予定入力不申告加算金額、57予定入力重加算金額、58予定入力特過少加算金額、59予定入力特不申告加算金額、60予定入力特重加算金額、61理由区分、62対象区分、63滞納整理延滞金、64延滞金減免取消区分、65納税誓約有無区分、66関連整理番号、67納税義務消滅予定年月日、68時効起算年月日、69公告日、70差押移行日、71執行区分
■折衝履歴 1納税者番号、2折衝履歴番号、3折衝年月日、4滞納整理事務所コード、5滞納整理担当者コード、6滞納整理担当者氏名、7折衝区分、8登録起因区分、9折衝履歴内訳区分、10接触状況区分、11結果区分、12方針区分、13折衝内容、14滞納整理番号、15開始時間、16折衝相手、17予定日、18対応者
■滞納処分 1納税者番号、2滞納整理番号、3債務者氏名称、4債務者住所、5差押財産、6履行期限、7執行機関、8元の差押年月日、9事件番号、10払戻請求書内容、11払戻請求年月日、12払戻請求書出力有無区分、13払戻請求予告年月日、14払戻請求予告書出力有無区分、15滞納整理延滞金基準日、16種類、17滞調法続行区分

■財産管理 1納税者番号、2財産管理番号、3登録事務所コード、4財産区分、5換価状態区分、6財産調査年月日、7債務者氏名称、8債務者住所、9記事、10金融機関コード、11店舗コード、12店舗名、13預金種別、14金融機関店舗住所、15金融機関届出電話番号自宅、16金融機関届出電話番号勤務、17届出（口座開設）・氏名、18届出（口座開設）・住所、19携帯電話、20口座番号、21給与口座、22年金口座、23公共料金引落口座、24預金金額、25最終取引日、26貸付金額、27持分口数、28持分金額、29給与口座番号、30勤務先名称、31勤務先所在地、32勤務先郵便番号、33勤務先電話番号、34退職有無区分、35退職年月日、36給料日、37給与情報１・給与月、38給与情報１・支給日、39給与情報１・支給額、40給与情報１・所得税、41給与情報１・住民税、42給与情報１・社会保険料、43給与情報１・世帯人数、44給与情報２・給与月、45給与情報２・支給日、46給与情報２・支給額、47給与情報２・所得税、48給与情報２・住民税、49給与情報２・社会保険料、50給与情報２・世帯人数、51給与情報３・給与月、52給与情報３・支給予定日、53給与情報３・支給額、54給与情報３・所得税、55給与情報３・住民税、56給与情報３・社会保険料、57給与情報３・世帯人数、58差押可能額、59給与支給区分、60電話加入権電話番号、61設置場所、62他債権状況、63保険区分、64契約有無区分、65保険種類、66証券番号、67保険金額、68保険契約者、69被保険者、70保険金受取人、71解約返戻金有無区分、72解約返戻金金額、73契約者貸付金有無区分、74契約者貸付金額、75電話番号、76携帯電話番号、77生年月日、78世帯構成・世帯人数、79世帯構成・配偶者、80世帯構成・子、81世帯構成・子・人数、82世帯構成・父、83世帯構成・母、84世帯構成・祖父母、85世帯構成・祖父母・人数、86世帯構成・その他、87世帯構成・その他・人数、88勤務先１・名称、89勤務先１・所在地、90勤務先１・郵便番号、91勤務先１・電話番号、92勤務先１・採用年月日、93勤務先１・退職年月日、94勤務先２・名称、95勤務先２・所在地、96勤務先２・郵便番号、97勤務先２・電話番号、98勤務先２・採用年月日、99勤務先２・退職年月日、100給与・給与、101給与・給与所得額、102給与・営業、103給与・営業所得額、104給与・農業、105給与・農業所得額、106給与・年金、107給与・年金所得額、108給与・無所得、109給与・未申告、110給与・生命保険料控除、111給与・生活保護、112自動車登録番号、113車名、114型式、115年式、116車台番号、117原動機の型式、118使用の本拠の位置、119車検有効期限、120所在、121所有権（甲区）、122抵当権等（乙区）、123種類
■差押財産明細 1納税者番号、2滞納整理番号、3滞納整理番号内連番、4財産管理番号
■差押預貯金情報 1滞納整理番号、2納税者番号、3連番、4金融機関コード、5店舗コード、6預金種別、7口座番号、8預金金額、9差押金額
■換価財産充当 1納税者番号、2滞納整理番号、3調定番号、4税目コード、5充当明細番号、6本税充当額、7延滞金充当額、8不申告加算金充当額、9過少加算金充当額、10重加算金充当額、11充当年月日、12課税年度、13現繰区分、14滞納整理延滞金、15配当順位
■換価財産配当 1納税者番号、2滞納整理番号、3配当明細番号、4配当種別区分、5配当先情報、6債権金額、7配当順位、8配当金額、9備考、10充当残金額、11受入年月日、12受入金額、13受入財産情報、14債務者氏名称、15債務者住所、16換価代金交付年月日、17残余金額、18配当元滞納整理番号、19配当充当区分、20起案年月日、21決議年月日、22滞納処分費、23換価代金交付時間
■分納明細 1調定番号、2税目コード、3納税者番号、4滞納整理番号、5滞納整理番号内連番、6課税番号、7課税年度、8期別、9申告処理区分、10申告決議年月日、11分納納付予定日、12納付状態区分、13本税額、14過少加算金額、15不申告加算金額、16重加算金額、17延滞金額、18本税未納額、19過少加算金未納額、20不申告加算金未納額、21重加算金未納額、22延滞金未納額、23分納計画年度、
■預金照会情報 1預金照会情報番号、2預金照会状況区分、3プルーフリスト出力区分、4滞納整理担当者コード、5送付年月日、6銀行コード、7滞納整理事務所コード、8納税者番号、9送付時納税者番号、10氏名称カナ、11人格区分、12生年月日、13整理番号、14エラー番号、15取引店番、16顧客番号、17顧客氏名、18顧客住所、19科目名・１、20口座番号・１、21元帳残高・１、22最終異動日・１、23貸付日・１、24当初貸付金額・１、25月額返済額・１、26賞与返済額・１、27科目名・２、28口座番号・２、29元帳残高・２、30最終異動日・２、31貸付日・２、32当初貸付金額・２、33月額返済額・２、34賞与返済額・２、35科目名・３、36口座番号・３、37元帳残高・３、38最終異動日・３、39貸付日・３、40当初貸付金額・３、41月額返済額・３、42賞与返済額・３、43科目名・４、44口座番号・４、45元帳残高・４、46最終異動日・４、47貸付日・４、48当初貸付金額・４、49月額返済額・４、50賞与返済額・４、51科目名・５、52口座番号・５、53元帳残高・５、54最終異動日・５、55貸付日・５、56当初貸付金額・５、57月額返済額・５、58賞与返済額・５、59科目名・６、60口座番号・６、61元帳残高・６、62最終異動日・６、63貸付日・６、64当初貸付金額・６、65月額返済額・６、66賞与返済額・６、67科目名・７、68口座番号・７、69元帳残高・７、70最終異動日・７、71貸付日・７、72当初貸付金額・７、73月額返済額・７、74賞与返済額・７、75科目名・８、76口座番号・８、77元帳残高・８、78最終異動日・８、79貸付日・８、80当初貸付金額・８、81月額返済額・８、82賞与返済額・８、83科目名・９、84口座番号・９、85元帳残高・９、86最終異動日・９、87貸付日・９、88当初貸付金額・９、89月額返済額・９、90賞与返済額・９、91科目名・１０、92口座番号・１０、93元帳残高・１０、94最終異動日・１０、95貸付日・１０、96当初貸付金額・１０、97月額返済額・１０、98賞与返済額・１０、99科目名・１１、100口座番号・１１、101元帳残高・１１、102最終異動日・１１、103貸付日・１１、104当初貸付金額・１１、105月額返済額・１１、106賞与返済額・１１、107科目名・１２、108口座番号・１２、109元帳残高・１２、110最終異動日・１２、111貸付日・１２、112当初貸付金額・１２、113月額返済額・１２、114賞与返済額・１２、115科目名・１３、116口座番号・１３、117元帳残高・１３、118最終異動日・１３、119貸付日・１３、120当初貸付金額・１３、121月額返済額・１３、122賞与返済額・１３、123科目名・１４、124口座番号・１４、125元帳残高・１４、126最終異動日・１４、127貸付日・１４、128当初貸付金額・１４、129月額返済額・１４、130賞与返済額・１４、131科目名・１５、132口座番号・１５、133元帳残高・１５、134最終異動日・１５、135貸付日・１５、136当初貸付金額・１５、137月額返済額・１５、138賞与返済額・１５、139科目名・１６、140口座番号・１６、141元帳残高・１６、142最終異動日・１６、143貸付日・１６、144当初貸付金額・１６、145月額返済額・１６、146賞与返済額・１６、147科目名・１７、148口座番号・１７、149元帳残高・１７、150最終異動日・１７、151貸付日・１７、152当初貸付金額・１７、153月額返済額・１７、154賞与返済額・１７、155科目名・１８、156口座番号・１８、157元帳残高・１８、158最終異動日・１８、159貸付日・１８、160当初貸付金額・１８、161月額返済額・１８、162賞与返済額・１８、163科目名・１９、164口座番号・１９、165元帳残高・１９、166最終異動日・１９、167貸付日・１９、168当初貸付金額・１９

162貸付日・2 0、163科目名・2 0、164口座番号・2 0、165元帳残高・2 0、166最終異動日・2 0、167貸付日・2 0、168当初貸付金額・2 0、169月額返済額・2 0、170賞与返済額・2 0、171科目名・2 0、172口座番号・2 0、173元帳残高・2 0、174最終異動日・2 0、175貸付日・2 0、176当初貸付金額・2 0、177月額返済額・2 0、178賞与返済額・2 0、179科目名・2 1、180口座番号・2 1、181元帳残高・2 1、182最終異動日・2 1、183貸付日・2 1、184当初貸付金額・2 1、185月額返済額・2 1、186賞与返済額・2 1、187科目名・2 2、188口座番号・2 2、189元帳残高・2 2、190最終異動日・2 2、191貸付日・2 2、192当初貸付金額・2 2、193月額返済額・2 2、194賞与返済額・2 2、195科目名・2 3、196口座番号・2 3、197元帳残高・2 3、198最終異動日・2 3、199貸付日・2 3、200当初貸付金額・2 3、201月額返済額・2 3、202賞与返済額・2 3、203科目名・2 4、204口座番号・2 4、205元帳残高・2 4、206最終異動日・2 4、207貸付日・2 4、208当初貸付金額・2 4、209月額返済額・2 4、210賞与返済額・2 4、211科目名・2 5、212口座番号・2 5、213元帳残高・2 5、214最終異動日・2 5、215貸付日・2 5、216当初貸付金額・2 5、217月額返済額・2 5、218賞与返済額・2 5、219科目名・2 6、220口座番号・2 6、221元帳残高・2 6、222最終異動日・2 6、223貸付日・2 6、224当初貸付金額・2 6、225月額返済額・2 6、226賞与返済額・2 6、227科目名・2 7、228口座番号・2 7、229元帳残高・2 7、230最終異動日・2 7、231貸付日・2 7、232当初貸付金額・2 7、233月額返済額・2 7、234賞与返済額・2 7、235科目名・2 8、236口座番号・2 8、237元帳残高・2 8、238最終異動日・2 8、239貸付日・2 8、240当初貸付金額・2 8、241月額返済額・2 8、242賞与返済額・2 8、243科目名・2 9、244口座番号・2 9、245元帳残高・2 9、246最終異動日・2 9、247貸付日・2 9、248当初貸付金額・2 9、249月額返済額・2 9、250賞与返済額・2 9、251科目名・3 0、252口座番号・3 0、253元帳残高・3 0、254最終異動日・3 0、255貸付日・3 0、256当初貸付金額・3 0、257月額返済額・3 0、258賞与返済額・3 0、259調査基準日

■履歴管理

1課税番号、2固有番号、3処理年月日、4処理連番、5税目コード、6納税者番号、7事由発生日、8異動事由

■不動産納税者

1課税番号、2課税履歴通番、3納税者連番、4納税者番号、5納税者区分、6持分分子、7持分分母、8納税者失格区分、9免税点未満額、10文書番号、11納入番号、12免税点未満額1、13免税点未満額2

■申告書

1管理通番、2申告書番号、3申告書番号（枝番）、4納税者番号、5申告年月日、6取得年月日、7新築年月日、8控除減額等、9所在市町村、10不動産種類、11自己居住、12連帯納税義務者1、13連帯納税義務者2、14連帯納税義務者3、15連帯納税義務者3名以上、16メモ、17課税番号、18申告入力P L 出力制御区分、19調査入力P L 出力制御区分、20初回入力日、21申告書状態区分

■法人

1課税番号、2法源番号、3旧法源番号、4設立年月日、5廃業年月日、6除却年月日、7復活年月日、8現況フラグ、9特定法人区分、10最新法人状態区分、11連結親法人課税番号、12課税免除事由、13課税免除適用年月日、14不均一課税事由、15不均一課税適用年月日、16除却理由区分、17除却決議年月日、18連結親法人納税者番号

■自動車税賦課

1課税番号、2課税すべき年度、3課税連番、4事務所コード、5異動年月日、6申告処理区分、7申告処理事由コード、8前回申告処理区分、9前回申告処理事由コード、10減免期間始期、11減免期間終期、12課税保留期間始期、13課税保留期間終期、14課税月数、15年税額、16税額、17軽減処理区分、18定期随時区分、19自動車税減免税額、20減額年月日、21通知年月日、22課税コード、23調定番号、24調定時納税者番号、25調定時課税番号、26調定時標識コード、27調定時登録番号、28表示用調定時登録番号、29課税年度、30調定事務所コード、31調定年月日、32調定統計年月、33申告決議年月日、34法定納期限、35納期限、36調定額、37調定件数、38証紙徴収額、39証紙減額区分、40減調定額、41減調定件数、42滞繰減調定額、43滞繰減調定件数、44歳出減調定額、45歳出減調定件数、46現過区分、47決議区分、48納通等文書番号、49O S S 受付番号、50年度最新履歴区分、51減免有無区分、52備考、53入力機能I D、54地域収税課コード、55承認通知書処理区分

■賦課予定

1賦課予定連番、2証紙徴収事務所コード、3管轄事務所コード、4申告書整理番号、5標識コード、6登録番号、7異動年月日、8分配同日枝番、9当初標識コード、10当初登録番号、11名寄せ要否区分、12候補納税者件数、13名寄せ状態区分、14納税義務者区分、15あて名更新結果区分、16口座作成結果区分、17確定納税者番号、18課税番号、19自動車税更新判定区分、20あて名更新判定区分、21処理状態区分、22エラー状態区分、23致命的エラーコード1、24致命的エラーコード2、25致命的エラーコード3、26致命的エラーコード4、27致命的エラーコード5、28致命的エラーコード6、29致命的エラーコード7、30致命的エラーコード8、31致命的エラーコード9、32致命的エラーコード1 0、33警告エラーコード1、34警告エラーコード2、35警告エラーコード3、36警告エラーコード4、37警告エラーコード5、38警告エラーコード6、39警告エラーコード7、40警告エラーコード8、41警告エラーコード9、42警告エラーコード1 0、43致命的エラーメッセージ1、44致命的エラーメッセージ2、45致命的エラーメッセージ3、46致命的エラーメッセージ4、47致命的エラーメッセージ5、48致命的エラーメッセージ6、49致命的エラーメッセージ7、50致命的エラーメッセージ8、51致命的エラーメッセージ9、52致命的エラーメッセージ1 0、53警告エラーメッセージ1、54警告エラーメッセージ2、55警告エラーメッセージ3、56警告エラーメッセージ4、57警告エラーメッセージ5、58警告エラーメッセージ6、59警告エラーメッセージ7、60警告エラーメッセージ8、61警告エラーメッセージ9、62警告エラーメッセージ1 0

■一括納付対象車両 1納税者番号、2課税番号、3事務所コード、4納付書設定用課税番号、5標識コード、6登録番号、7税額、8期別、9申告処理区分、10納期限、11文書番号
■一括納付納税者 1納税者番号、2代表納税者番号、3一括納付グループ番号、4一括納付納税者区分
■課税換え管理 1標識コード、2登録番号、3課税すべき年度、4課税換え履歴連番、5異動年月日、6下取り等年月日、7所有者コード、8所有者履歴連番、9納税者番号、10課税番号、11変更前納税者番号、12変更前課税番号、13処理区分、14エラー区分、15エラーメッセージ
■口座振替除外対象車両 1課税番号、2履歴連番、3異動年月日、4入力年度、5口座振替除外区分、6納税者番号、7標識コード、8登録番号、9表示用登録番号、10入力事務所コード
■定期賦課帳票 1課税番号、2課税すべき年度、3課税連番、4当初標識コード、5当初登録番号、6標識コード、7登録番号、8表示用登録番号、9納税通知書管轄事務所コード、10事務所コード、11異動年月日、12業務種別コード、13形状コード、14車検満了年月日、15使用本拠住所コード、16申告処理区分、17申告処理事由コード、18課税月数、19年税額、20税額、21軽減処理区分、22通知年月日、23課税コード、24調定番号、25調定時納税者番号、26調定時課税番号、27調定時標識コード、28調定時登録番号、29表示用調定時登録番号、30課税年度、31調定事務所コード、32調定年月日、33調定統計年月、34申告決議年月日、35法定納期限、36納期限、37調定額、38納通等文書番号、39未納額、40既納付額、41減免額、42納付書設定用課税番号、43納付すべき税額、44納税証明書有効期限、45予納有無区分、46完納済区分、47納税証明書発行可否区分、48納税方法、49一括納付グループ番号、50一括納付区分、51一括納付合計税額、52納税通知書作成対象区分、53送付先区分、54納税者区分、55承継者種別、56課税あて名住所コード、57課税あて名郵便番号、58課税あて名住所、59課税あて名番地、60課税あて名方書、61課税あて名カスタマバーコード、62納税者人格区分、63納税者法人格コード、64納税者法人格前後コード、65納税者氏名称、66納税者支店営業所名、67納税者氏名称カナ、68納税者住所コード、69納税者郵便番号、70納税者住所、71納税者番地、72納税者方書、73納税者カスタマバーコード、74納税者番号、75代表納税者人格区分、76代表納税者法人格コード、77代表納税者法人格前後コード、78代表納税者氏名称、79代表納税者支店営業所名、80代表納税者氏名称カナ、81代表納税者住所コード、82代表納税者郵便番号、83代表納税者住所、84代表納税者番地、85代表納税者方書、86代表納税者カスタマバーコード、87代表納税者番号、88気付送付先人格区分、89気付送付先法人格コード、90気付送付先法人格前後コード、91気付送付先氏名称、92気付送付先氏名称カナ、93気付送付先支店営業所名、94気付送付先住所コード、95気付送付先郵便番号、96気付送付先住所、97気付送付先番地、98気付送付先方書、99気付送付先カスタマバーコード、100送付文書送付先区分、101あて先人格区分、102あて先法人格コード、103あて先法人格前後コード、104あて先氏名称、105あて先支店営業所名、106あて先住所コード、107あて先郵便番号、108あて先住所、109あて先番地、110あて先方書、111あて先カスタマバーコード、112金融機関コード、113店舗コード、114預金種別コード、115口座番号、116口座名義人カナ、117口座名義人、118金融機関名カナ、119金融機関名漢字、120店舗名カナ、121店舗名漢字、122店舗所在地、123口座振替取扱区分、124車台番号、125非課税開始年度、126課税保留対象区分、127納税通知書通番、128納税者別納税通知書通番、129納税者番号通番、130納税者別通知件数、131領収証書課税番号、132領収年月日、133継承元納税義務者名称、134入力機能 I D、135継続検査用表示用登録番号、136引抜き区分、137引抜き入力事務所コード、138引抜き入力年月日、139口座振替除外区分、140口座振替除外入力事務所コード、141口座振替除外入力年月日
■商品中古車減免予定 1課税番号、2課税すべき年度、3事務所コード、4標識コード、5登録番号、6表示用登録番号、7年税額、8課税コード、9納税者番号、10決議区分、11入力完了区分、12減免状態区分、13滞納処分状況、14収納状況区分、15エラー状態区分
■自動車取得税申告 1標識コード、2登録番号、3申告年月日、4申告同日枝番、5課税番号、6課税すべき年度、7表示用登録番号、8事務所コード、9申告処理区分、10申告処理事由コード、11前回申告処理区分、12前回申告処理事由コード、13取得原因区分、14申告区分、15課税標準額、16税率、17税率コード、18税額、19取得税減免課税標準額、20取得税減免税額、21年式、22取得税延滞金、23減額年月日、24通知年月日、25課税コード、26調定番号、27調定時納税者番号、28調定時課税番号、29課税年度、30調定事務所コード、31調定年月日、32調定統計年月、33申告決議年月日、34法定納期限、35納期限、36調定額、37調定件数、38証紙徴収額、39証紙減額区分、40減調定額、41減調定件数、42滞繰減調定額、43滞繰減調定件数、44歳出減調定額、45歳出減調定件数、46現過区分、47決議区分、48新車中古車区分、49営自区分、50 O S S 受付番号、51最新履歴区分、52免税点区分、53備考、54入力機能 I D
■軽自動車取得税申告 1標識コード、2登録番号、3申告年月日、4申告同日枝番、5課税番号、6課税すべき年度、7表示用登録番号、8事務所コード、9申告処理区分、10申告処理事由コード、11前回申告処理区分、12前回申告処理事由コード、13取得原因区分、14申告区分、15課税標準額、16税率、17税率コード、18税額、19取得税減免課税標準額、20取得税減免税額、21年式、22取得税延滞金、23減額年月日、24通知年月日、25課税コード、26調定番号、27調定時納税者番号、28調定時課税番号、29課税年度、30調定事務所コード、31調定年月日、32調定統計年月、33申告決議年月日、34法定納期限、35納期限、36調定額、37調定件数、38証紙徴収額、39証紙減額区分、40減調定額、41減調定件数、42滞繰減調定額、43滞繰減調定件数、44歳出減調定額、45歳出減調定件数、46現過区分、47決議区分、48新車中古車区分、49最新履歴区分、50免税点区分、51取得区分、52登録番号下 4 桁、53備考、54入力機能 I D

■突合用自動車税賦課 1課税番号、2課税すべき年度、3課税連番、4事務所コード、5異動年月日、6申告処理区分、7申告処理事由コード、8前回申告処理区分、9前回申告処理事由コード、10減免期間始期、11減免期間終期、12課税保留期間始期、13課税保留期間終期、14課税月数、15年税額、16税額、17軽減処理区分、18定期随時区分、19自動車税減免税額、20減額年月日、21通知年月日、22課税コード、23調定番号、24調定時納税者番号、25調定時課税番号、26調定時標識コード、27調定時登録番号、28表示用調定時登録番号、29課税年度、30調定事務所コード、31調定年月日、32調定統計年月、33申告決議年月日、34法定納期限、35納期限、36調定額、37調定件数、38証紙徴収額、39証紙減額区分、40減調定額、41減調定件数、42滞繰減調定額、43滞繰減調定件数、44歳出減調定額、45歳出減調定件数、46現過区分、47決議区分、48納通等文書番号、49 O S S 受付番号、50年度最新履歴区分、51減免有無区分、52備考、53入力機能 I D、54地域収税課コード、55承認通知書処理区分
■名寄せ候補 1候補納税者番号、2賦課予定連番、3名寄せ条件レベル、4候補抽出先ファイル区分、5優先順位
■所有者管理 1所有者コード、2所有者履歴連番、3異動年月日、4納税者番号
■身障減免手帳 1納税者番号、2身障減免グループ番号、3一連番号、4履歴連番、5課税番号、6事務所コード、7処理区分、8標識コード、9登録番号、10表示用登録番号、11申請年月日、12異動年月日、13異動事由、14当初標識コード、15当初登録番号、16旧標識コード、17旧登録番号、18旧表示用登録番号、19旧異動事由、20障害者氏名、21障害者住所、22障害者生年月日、23続柄、24使用目的、25運転形態、26運転者氏名、27手帳種別、28発行自治体、29手帳番号、30等級、31身障障害名、32身障初回交付年月日、33身障返還年月日、34身障再交付年月日、35身障程度1、36身障部位1、37身障認定年月日1、38身障程度2、39身障部位2、40身障認定年月日2、41身障程度3、42身障部位3、43身障認定年月日3、44身障程度4、45身障部位4、46身障認定年月日4、47身障程度5、48身障部位5、49身障認定年月日5、50身障程度6、51身障部位6、52身障認定年月日6、53身障程度7、54身障部位7、55身障認定年月日7、56身障程度8、57身障部位8、58身障認定年月日8、59身障程度9、60身障部位9、61身障認定年月日9、62身障程度10、63身障部位10、64身障認定年月日10、65精障等級、66精障交付年月日、67精障返還年月日、68精障再交付年月日、69精障有効年月日、70身体手帳番号、71精障手帳番号、72個人番号、73状態区分、74結果区分、75統合宛名処理年月日、76課税すべき年度、77更新年月日、78年度最新履歴区分
■証明書番号管理 1発行年度、2発行事務所、3発行番号、4発行年月日、5課税番号、6納税者番号、7標識コード、8登録番号、9車台番号、10当初標識コード、11当初登録番号、12入力機能ID、13強制発行区分
■賦課予定 1国税番号、2課税番号、3事務所コード、4事業年、5課税すべき年度、6課税年度、7申告処理区分、8異動年月日、9国税異動事由、10処理年月日、11決議年月日、12納期選択区分、131期納期限、142期納期限、15調定額、161期調定額、172期調定額、18局署番号、19利用者識別番号、20主業種区分、21国税業種大分類、22国税業種小分類、23青白区分、24所得税区分、25配偶者区分、26帳票出力区分、27分割区分、28分割総数、29分割本県分数、30税額算出区分、31措置法適用区分、32処理区分1、33処理区分2、34処理区分3、35業種区分1、36業種区分2、37業種区分3、38職業1、39職業2、40職業3、41収入金額1、42収入金額2、43収入金額3、44所得金額1、45所得金額2、46所得金額3、47青色申告特別控除額1、48青色申告特別控除額2、49青色申告特別控除額3、50非課税区分1、51非課税区分2、52非課税区分3、53非課税額1、54非課税額2、55非課税額3、56業種税率1、57業種税率2、58業種税率3、59業種別課税標準総額1、60業種別課税標準総額2、61業種別課税標準総額3、62業種別課税標準本県分1、63業種別課税標準本県分2、64業種別課税標準本県分3、65業種別税額1、66業種別税額2、67業種別税額3、68課税標準総額、69課税標準本県分、70事業月数、71事業主控除額、72事業専従者数、73事業専従者控除額、74旧非課税特例控除額、75損失繰越控除額、76被災損失繰越控除額、77資産譲渡損失控除額、78譲渡損失繰越控除額、79外国所得控除額、80所得税算入額区分、81所得税算入額、82所得税専従者数、83所得税専従者控除額、84社会保険収入金額、85社会保険所得金額、86自由診療所得金額、87総所得金額、88減免区分、89減免額、90国税新規、91納税者番号、92郵便番号、93市町村コード、94住所、95住所カナ、96屋号、97屋号カナ、98氏名、99氏名カナ、100生年月日、101市外局番、102市内局番、103加入者番号、104開業年月日、105廃業年月日、106管轄外区分、107名寄せ有区分、108県税業種無区分、109兼業有区分、110医業業種区分、111不動産有区分、112エラー状態区分、113臨戸調査区分、114課免等対象課税標準額、115イメージファイル格納場所、116資料番号
■一括納付管理 1納税者番号、2課税番号、3事務所コード、4納付書設定用課税番号、5調定額、6課税年度、7登録変更区分、8納期限、9文書番号、10収納番号本番

■個人県民税課税

1課税番号、2歳入年度、3申告処理区分、4税歴番号、5課税年度、6統計年月、7受付年月日、8報告書期限、9事務所コード、10市町村コード、11調定番号、12調定年月日、13調定決議年月日、14第一回調定処理状態、15調定額、16県民税普通徴収均等割納税者数、17県民税普通徴収均等割額、18県民税普通徴収所得割納税者数、19県民税普通徴収所得割額、20県民税普通徴収併課納税者数、21県民税普通徴収併課額、22県民税特別徴収均等割納税者数、23県民税特別徴収均等割額、24県民税特別徴収所得割納税者数、25県民税特別徴収所得割額、26県民税特別徴収併課納税者数、27県民税特別徴収併課額、28県民税特別徴収退職所得分離課税、29県民税特別徴収翌年度収入額、30県民税特別徴収本年度収入額、31所得割控除外国税額人員、32所得割控除外国税額、33所得割控除配当人員、34所得割控除配当額、35全額減免人員、36全額免除均等割額、37全額免除所得割額、38一部減免人員、39一部免除均等割額、40一部免除所得割額、41市町村民税課税額、42市町村民税翌年度収入額、43市町村民税本年度収入額、44市町村民税退職所得分離課税、45あん分率、46森づくり税分調定額、47森づくり税分相当率、48分離課税納入申告納税者数、49分離課税納入申告額、50分離課税更正決定納税者数、51分離課税更正決定額、52分離課税普通徴収納税者数、53分離課税普通徴収額、54変更報告所得の修更正納税者数、55変更報告所得の修更正額、56変更報告特徴普徴納税者数、57変更報告特徴普徴額、58変更報告誤賦課納税者数、59変更報告誤賦課額、60変更報告減免納税者数、61変更報告減免額、62変更報告あん分率変更納税者数、63変更報告あん分率変更額、64変更報告その他納税者数、65変更報告その他額、66分離課税納入申告納税者数累計、67分離課税納入申告額累計、68分離課税更正決定納税者数累計、69分離課税更正決定額累計、70分離課税普通徴収納税者数累計、71分離課税普通徴収額累計、72変更報告所得の修更正納税者数累計、73変更報告所得の修更正額累計、74変更報告特徴普徴納税者数累計、75変更報告特徴普徴額累計、76変更報告誤賦課納税者数累計、77変更報告誤賦課額累計、78変更報告減免納税者数累計、79変更報告減免額累計、80変更報告あん分率変更納税者累計、81変更報告あん分率変更額累計、82変更報告その他納税者数累計、83変更報告その他額累計、84総合課税納税者数、85総合課税額、86分離課税納税者数、87分離課税額、88納税者番号、89地域収税課コード

■使用者明細

1使用者証番号、2共同使用者連番、3個別番号、4使用者区分、5主管理使用者証番号、6検索用使用者カナ、7使用者カナ、8法人格コード、9法人格前後コード、10検索用使用者名称、11使用者名称、12使用者支店名、13編集後使用者名称、14住所コード、15郵便番号、16住所、17番地、18方書、19編集後住所、20電話番号、21使用者期間始期、22使用者期間終期、23前回使用者期間始期、24前回使用者期間終期、25応答者名称、26使用者証番号連番、27納税者番号

様式第2号

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	令和5年度災害り災者見舞金支給ファイル（秋田地域振興局分）
行政機関等の名称	秋田県知事
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部総合防災課 秋田地域振興局総務企画部地域企画課
個人情報ファイルの利用目的	令和5年度大雨災害における秋田地域振興局管内の秋田県災害り災者見舞金対象者の支給状況の管理に利用する。
記録項目	1 氏名、2 住所、3 交付年月日、4 交付者名、5 被災の程度、6 見舞金額、7 振込先口座、8 收受年月日、9 支出負担行為同年月日、10 支出負担行為番号、11 支出命令年月日
記録範囲	令和5年度大雨災害における秋田地域振興局管内の災害り災者見舞金対象者
記録情報の収集方法	市町村からの提供
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称） 1. 総務部総合防災課 2. 秋田地域振興局総務企画部地域企画課
	（所在地） 1. 〒010-8572 秋田県秋田市山王三丁目1番1号 2. 〒010-0951 秋田県秋田市山王四丁目1番2号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—

個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無		
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	秋田県総務部総合防災課 〒010-8572 秋田県秋田市山王三丁目1番1号		
行政機関等匿名加工情報の概要	—		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—		
備 考			

様式第2号

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	被災者生活再建支援金申請者一覧ファイル
行政機関等の名称	秋田県知事
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部総合防災課
個人情報ファイルの利用目的	令和5年梅雨前線による大雨災害に係る被災者生活再建支援金申請者の申請・支給状況の管理に利用する。
記録項目	1 申請者氏名、2 世帯主氏名、3 世帯員の構成が複数か単数か、4 住所、5 被災状況、6 申請額、7 添付書類、8 申請年月日、9 市町村送付年月日、10 県受付年月日、11 県送付年月日、12 支援金支給日、13 支給番号
記録範囲	令和5年梅雨前線による大雨災害に係る被災者生活再建支援金の申請書を提出した者
記録情報の収集方法	本人からの申請書
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	公益財団法人都道府県センター
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 総務部総合防災課
	(所在地) 〒010-8572 秋田県秋田市山王三丁目1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—

個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無		
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	秋田県総務部総合防災課 〒010-8572 秋田県秋田市山王三丁目1番1号		
行政機関等匿名加工情報の概要	—		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—		
備 考	—		

様式第2号

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	危険物取扱者及び消防設備士試験の受験申請者ファイル
行政機関等の名称	秋田県知事
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部総合防災課消防保安室
個人情報ファイルの利用目的	資格試験を実施するための受験者情報として利用する。
記録項目	1 氏名、2 本籍、3 住所、4 生年月日、5 電話番号、 6 勤務先、7 顔写真、8 取得している免状の種類・交付日・交付番号・交付知事
記録範囲	受験願書を提出した者
記録情報の収集方法	本人の申請
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	一般社団法人 秋田県消防設備協会
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 秋田県総務部総合防災課消防保安室
	(所在地) 〒010-8572 秋田県秋田市山王 3 - 1 - 1
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	

個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無		
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	-		
行政機関等匿名加工情報の概要	-		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	-		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-		
備 考	-		

様式第2号

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	危険物の取扱作業の保安に関する講習受講者ファイル
行政機関等の名称	秋田県知事
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部総合防災課消防保安室
個人情報ファイルの利用目的	危険物取扱者に対し、知事が行う危険物の取扱作業の保安に関する講習の受講に係る事務のために利用する。
記録項目	1 No、2 講習種別、3 講習年月日、4 カナ氏名、5 漢字氏名、6 生年月日、7 免状（種別、交付日、交付番号、交付知事）
記録範囲	危険物の取扱作業の保安に関する講習受講申請書を提出した者
記録情報の収集方法	本人からの提出
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	一般財団法人消防試験研究センター
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）秋田県総務部総合防災課消防保安室
	（所在地）〒010-8572 秋田県秋田市山王 3-1-1
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—

個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無		
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) 秋田県総務部総合防災課消防保安室 (所在地) 〒010-8572 秋田県秋田市山王3-1-1		
行政機関等匿名加工情報の概要	—		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—		
備 考	—		

様式第2号

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	危険物取扱者及び消防設備士免状の交付、書換及び再交付申請者ファイル
行政機関等の名称	秋田県知事
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部総合防災課消防保安室
個人情報ファイルの利用目的	試験合格者に免状を交付し、また、免状の書換及び再交付申請の審査に利用する。
記録項目	1 氏名、2 本籍、3 住所、4 生年月日、5 電話番号、6 勤務先、7 顔写真、8 試験日・受験番号、9 免状の種類・交付日・交付番号・交付知事
記録範囲	申請書を提出した者
記録情報の収集方法	本人の申請
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 秋田県総務部総合防災課消防保安室
	(所在地) 〒010-8572 秋田県秋田市山王 3-1-1
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—

個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無		
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) 秋田県総務部総合防災課消防保安室 (所在地) 〒010-8572 秋田県秋田市山王 3 - 1 - 1		
行政機関等匿名加工情報の概要	—		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—		
備 考	—		

様式第2号

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	都道府県知事保存本人確認情報ファイル
行政機関等の名称	秋田県知事
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	企画振興部市町村課
個人情報ファイルの利用目的	住民基本台帳法の規定に基づく事務における本人確認等のため。
記録項目	1氏名、2住所、3生年月日、4性別、5個人番号、6住民票コード、7前記事項の変更情報
記録範囲	県内市町村において住民基本台帳に登録されている者
記録情報の収集方法	県内市町村並びに地方公共団体情報システム機構からの専用回線を通じての収集
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	地方公共団体情報システム機構・秋田県教育委員会
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 秋田県企画振興部市町村課
	(所在地) 〒010-8570 秋田県秋田市山王 4 - 1 - 1
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	住民基本台帳法第30条の35に基づく自己の本人確認情報の訂正、追加又は削除の申出

個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無		
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—		
行政機関等匿名加工情報の概要	—		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—		
備 考	—		

様式第2号

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	都道府県知事保存附票本人確認情報ファイル
行政機関等の名称	秋田県知事
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	企画振興部市町村課
個人情報ファイルの利用目的	住民基本台帳法の規定に基づく事務における本人確認等のため。
記録項目	1氏名、2住所、3生年月日、4性別、5住民票コード、6前記事項の変更情報
記録範囲	県内市町村において戸籍の附票に登録されている者
記録情報の収集方法	県内市町村並びに地方公共団体情報システム機構からの専用回線を通じての収集
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	地方公共団体情報システム機構・秋田県教育委員会
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 秋田県企画振興部市町村課
	(所在地) 〒010-8570 秋田県秋田市山王 4-1-1
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	住民基本台帳法第30条の44の13において読み替えて準用する同法第30条の35に基づく自己の附票本人確認情報の訂正、追加又は削除の申出

個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無		
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—		
行政機関等匿名加工情報の概要	—		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—		
備 考	—		

様式第2号

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	統計調査員確保対策事務ファイル
行政機関等の名称	秋田県知事
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	企画振興部調査統計課
個人情報ファイルの利用目的	統計調査員確保対策事業における研修の開催案内及び統計調査員通信の送付のために利用する。
記録項目	1 氏名、2 住所、3 電話番号、4 本人名義口座番号
記録範囲	統計調査員に選任を希望する者
記録情報の収集方法	本人の申告、市町村からの提供
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 秋田県企画振興部調査統計課
	(所在地) 〒010-8570 秋田県秋田市山王 4-1-1
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—

個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無		
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称) 秋田県企画振興部調査統計課 (所在地) 〒010-8570 秋田県秋田市山王4-1-1		
行政機関等匿名加工情報の概要	—		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—		
備 考	—		

様式第2号

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	統計調査員登録事務ファイル
行政機関等の名称	秋田県知事
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	企画振興部調査統計課
個人情報ファイルの利用目的	統計調査員について、住所等基本情報から調査従事実績、受賞実績など、トータルに管理することにより、調査員管理事務の効率化を図る。
記録項目	1 氏名、2 住所、3 識別番号、4 年齢・生年月日、5 電話番号、6 性別、7 本人名義口座番号、8 職業・職歴、9 賞罰、10 調査従事実績
記録範囲	統計調査員に登録された者
記録情報の収集方法	本人の申告、市町村からの提供
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 秋田県企画振興部調査統計課
	(所在地) 〒010-8570 秋田県秋田市山王4-1-1
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—

個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無		
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称) 秋田県企画振興部調査統計課 (所在地) 〒010-8570 秋田県秋田市山王4-1-1		
行政機関等匿名加工情報の概要	—		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—		
備 考	—		

様式第2号

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	合同就職説明会等参加者名簿	
行政機関等の名称	秋田県知事	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	あきた未来創造部移住・定住促進課	
個人情報ファイルの利用目的	秋田県合同就職説明会等就活イベントの開催にあたり、学生の参加傾向等の分析のために利用する。	
記録項目	1 生年月日、2 年齢、3 現住所、4 帰省先住所(ある場合)、5 電話番号(携帯電話含む)、6 メールアドレス、6 学校の種類と学校名、7 学校所在県、8 学部学科等(文理の別を含む)、9 卒業(予定)年月	
記録範囲	秋田県が主催する合同就職説明会等の就活イベントに参加した学生、既卒者	
記録情報の収集方法	本人からの参加申込	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 秋田県あきた未来創造部移住・定住促進課	
	(所在地) 〒010-8570 秋田県秋田市山王 4-1-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	

行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) 秋田県あきた未来創造部移住・定住促進課 (所在地) 〒010-8570 秋田県秋田市山王 4-1-1
行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備 考	—

様式第2号

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	秋田県移住定住登録者ファイル	
行政機関等の名称	秋田県知事	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	あきた未来創造部移住・定住促進課	
個人情報ファイルの利用目的	本県への移住を希望する者に対する相談対応業務に使用する。	
記録項目	1 氏名、2 認識番号、3 住所、4 年齢・生年月日、5 電話番号、6 性別、7 メールアドレス、8 家族状況、9 相談内容	
記録範囲	秋田県移住定住登録制度に登録した者	
記録情報の収集方法	本人の申告（登録）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	本人からの同意があった移住や就職に係る支援を行う県内市町村や団体	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）秋田県あきた未来創造部移住・定住促進課	
	（所在地）〒010-8570 秋田県秋田市山王4-1-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	

行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—
行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備 考	—

様式第2号

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	秋田県奨学金返還助成金助成対象者認定・交付業務	
行政機関等の名称	秋田県知事	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	あきた未来創造部移住・定住促進課	
個人情報ファイルの利用目的	奨学金返還助成認定・交付に係る業務に利用する。	
記録項目	1 氏名、2 性別、3 生年月日、4 電話番号、5 住所、6 振込先金融機関・支店・預金種別・口座番号、7 貸与を受けている奨学金に係る情報一式、8 勤務先名称、9 就職年月日、10 卒業証書の写し	
記録範囲	秋田県奨学金返還助成金交付要綱（令和6年5月1日施行）第7条第2項（認定申請）及び第10条第2項（交付申請）の規定により、秋田県知事に申請した者	
記録情報の収集方法	本人の申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	奨学金助成制度を運営する県内市町村	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）秋田県あきた未来創造部移住・定住促進課	
	（所在地）〒010-8570 秋田県秋田市山王4-1-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）

	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) 秋田県あきた未来創造部移住・定住促進課 (所在地) 〒010-8570 秋田県秋田市山王 4 - 1 - 1	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考	—	

様式第2号

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	秋田県就活情報サイト「こっちゃけ！」学生ユーザーファイル	
行政機関等の名称	秋田県知事	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	あきた未来創造部移住・定住促進課	
個人情報ファイルの利用目的	県内の就活情報に加え、県内業界や先輩社会人、秋田の旬な情報などをメールマガジン等で情報提供するために利用する。	
記録項目	1 メールアドレス、2 携帯電話番号、3 学生・保護者の別、4 性別、5 大学等卒業（予定）年月、6 出身（在席）高校、7 出身市町村、8 大学等進学エリア、9 奨学金貸与（予定）の有無、10 関心がある業種、11 情報提供メール希望の有無	
記録範囲	県就活情報サイトに会員登録を行った学生、保護者	
記録情報の収集方法	本人の会員登録	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）秋田県あきた未来創造部移住・定住促進課	
	（所在地）〒010-8570 秋田県秋田市山王4-1-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	

行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) 秋田県あきた未来創造部移住・定住促進課 (所在地) 〒010-8570 秋田県秋田市山王 4-1-1
行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備 考	—

様式第2号

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	旧陸軍人事関係資料
行政機関等の名称	秋田県知事
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部福祉政策課
個人情報ファイルの利用目的	兵籍簿、留守名簿等を軍歴照会、軍歴調査及び軍歴証明事務に利用するため
記録項目	1氏名、2生年月日、3死亡年月日、4本籍地、5現住所、6役種、7兵種、8出身別、9所属部隊、10特有の技能、11適任証書、12位階、13履歴、14賞罰、15官等級、16傷病名、17留守担当者の住所、氏名、続柄
記録範囲	旧軍人、軍属（陸軍）
記録情報の収集方法	本人、他の官公署からの引き継ぎ文書
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）健康福祉部福祉政策課
	（所在地）〒010-0870 秋田市山王 4 丁目 1 ー 1
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—

個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☒ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無		
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—		
行政機関等匿名加工情報の概要	—		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—		
備 考	—		

様式第2号

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	戦没者等の妻に対する特別給付金請求等ファイル
行政機関等の名称	秋田県知事
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部福祉政策課
個人情報ファイルの利用目的	上記給付金請求者の情報を管理するため
記録項目	1戦没者の本籍県、2氏名、3生年月日、4死亡年月日、5請求者の氏名、6生年月日、7続柄、8住所、9電話番号、10郵便局名、11受給歴、12給付金額、13受給する扶助料等の種別
記録範囲	戦没者、給付金請求者
記録情報の収集方法	給付金請求者からの請求書類
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 健康福祉部福祉政策課
	(所在地) 〒010-0870 秋田市山王 4 丁目 1 - 1
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—

個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無		
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) 健康福祉部福祉政策課 (所在地) 〒010-0870 秋田市山王4丁目1-1		
行政機関等匿名加工情報の概要	—		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—		
備 考	—		

様式第2号

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	戦傷病者等の妻に対する特別給付金請求等ファイル
行政機関等の名称	秋田県知事
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部福祉政策課
個人情報ファイルの利用目的	上記給付金請求者の情報を管理するため
記録項目	1戦傷病者の本籍県、2氏名、3生年月日、4受給する恩給等の種別、5請求者の氏名、6生年月日、7続柄、8住所、9電話番号、10郵便局名、11受給歴、12給付金額
記録範囲	戦傷病者、給付金請求者
記録情報の収集方法	給付金請求者からの請求書類
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 健康福祉部福祉政策課
	(所在地) 〒010-0870 秋田市山王 4 丁目 1 - 1
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—

個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無		
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) 健康福祉部福祉政策課 (所在地) 〒010-0870 秋田市山王4丁目1-1		
行政機関等匿名加工情報の概要	—		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—		
備 考	—		

様式第2号

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	引揚者給付金請求関係事務ファイル
行政機関等の名称	秋田県知事
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部福祉政策課
個人情報ファイルの利用目的	引揚者給付金等の請求に係る事務手続きの管理、保管のため
記録項目	1引揚者氏名、2生年月日、3終戦前の住所、4外地における履歴、5家族の氏名、6続柄、7請求者の氏名、8居住地、9続柄、10金融機関名
記録範囲	引揚者、給付金等請求者
記録情報の収集方法	引揚者本人の申し立て、請求者からの申請等
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 健康福祉部福祉政策課
	(所在地) 〒010-0870 秋田市山王 4 丁目 1 - 1
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—

個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☒ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無		
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) 健康福祉部福祉政策課 (所在地) 〒010-0870 秋田市山王4丁目1-1		
行政機関等匿名加工情報の概要	—		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—		
備 考	—		

様式第2号

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	恩給等請求関係書類
行政機関等の名称	秋田県知事
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部福祉政策課
個人情報ファイルの利用目的	各種恩給、扶助料の申請手続きに係る事務書類を管理、保管するため
記録項目	1旧軍人軍属の氏名、2生年月日、3本籍、4現住所、5官等級、6履歴、7傷病の程度、8請求者の氏名、9続柄、10住所、11電話番号
記録範囲	旧軍人軍属、請求者
記録情報の収集方法	本人からの申告、請求者からの申請等
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 健康福祉部福祉政策課
	(所在地) 〒010-0870 秋田市山王 4 丁目 1 - 1
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—

個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☒ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無		
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) 健康福祉部福祉政策課 (所在地) 〒010-0870 秋田市山王4丁目1-1		
行政機関等匿名加工情報の概要	—		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—		
備 考	—		

様式第2号

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	軍歴証明処理簿
行政機関等の名称	秋田県知事
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部福祉政策課
個人情報ファイルの利用目的	軍歴証明を行った事務記録を保管し、叙位叙勲事務等を使用するため
記録項目	1対象者の氏名、2生年月日、3旧本籍地、4兵種、5役種、6階級、7部隊行動履歴、8申請者の氏名、9住所、10続柄
記録範囲	旧軍人、軍属、軍歴証明申請者
記録情報の収集方法	申請者からの情報提供、他の官公署からの引き継ぎ文書
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 健康福祉部福祉政策課
	(所在地) 〒010-0870 秋田市山王 4 丁目 1 - 1
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—

個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☒ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無		
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) 健康福祉部福祉政策課 (所在地) 〒010-0870 秋田市山王4丁目1-1		
行政機関等匿名加工情報の概要	—		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—		
備 考	—		

様式第2号

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	開拓団資料
行政機関等の名称	秋田県知事
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部福祉政策課
個人情報ファイルの利用目的	満蒙開拓団、満蒙開拓青少年義勇軍の資料を保管し、引揚者給付金等の援護施策に対応するため
記録項目	1開拓団世帯の氏名、2年齢、3家族構成、4本籍地、5住所、6履歴、7軍属の兵種、8役種、9官等級、10収容所地名、11留守担当者の氏名、続柄、住所
記録範囲	開拓団対象者
記録情報の収集方法	対象者の申し立て、他官公署からの引き継ぎ文書
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 健康福祉部福祉政策課
	(所在地) 〒010-0870 秋田市山王 4 丁目 1 - 1
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—

個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☒ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無		
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—		
行政機関等匿名加工情報の概要	—		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—		
備 考	—		

様式第2号

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	身上申告書
行政機関等の名称	秋田県知事
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部福祉政策課
個人情報ファイルの利用目的	軍人軍属の行動履歴の確認のため
記録項目	1氏名、2生年月日、3本籍地、4兵種、5役種、6所属部隊、7昭和18年以降の行動履歴、8傷病名、9入院年月日、10収容所名、11留守担当者の氏名、12住所、13続柄、14住所
記録範囲	軍人軍属
記録情報の収集方法	他の官公署からの引き継ぎ文書（本人申告の資料）
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）健康福祉部福祉政策課
	（所在地）〒010-0870 秋田市山王 4 丁目 1 - 1
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—

個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☒ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無		
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—		
行政機関等匿名加工情報の概要	—		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—		
備 考	—		

様式第2号

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求等ファイル
行政機関等の名称	秋田県知事
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部福祉政策課
個人情報ファイルの利用目的	上記弔慰金請求者の情報を管理し、支給の可否について審査するため
記録項目	1戦没者の本籍県、2氏名、3生年月日、4死亡年月日、5請求者の氏名、6生年月日、7続柄、8住所、9電話番号、10郵便局名、11受給歴、12親族関係
記録範囲	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求者
記録情報の収集方法	弔慰金請求者からの請求書類
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 健康福祉部福祉政策課
	(所在地) 〒010-0870 秋田市山王 4 丁目 1 - 1
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—

個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☒ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無		
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) 健康福祉部福祉政策課 (所在地) 〒010-0870 秋田市山王4丁目1-1		
行政機関等匿名加工情報の概要	—		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—		
備 考	—		

様式第2号

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	民生委員・児童委員の委嘱事務
行政機関等の名称	秋田県知事
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	民生委員・児童委員の推薦名簿、個人調書、解嘱具申書を進達する各地域振興局福祉環境部と地域・家庭福祉課
個人情報ファイルの利用目的	民生委員・児童委員の委嘱に係る推薦等（民生委員法）委員として適任であるかの審査基準として個人情報を取り扱う必要がある。
記録項目	1 氏名 2 住所 3 年齢・生年月日 4 性別 5 家族状況 6 職業・職歴 7 資格 8 成績・評価
記録範囲	委嘱される者
記録情報の収集方法	民生委員・児童委員候補者個人調書
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）秋田県健康福祉部地域・家庭福祉課
	（所在地）〒010-8570 秋田県秋田市山王四丁目1-1
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—

個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無		
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—		
行政機関等匿名加工情報の概要	—		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—		
備 考	—		

様式第2号

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	児童相談業務	
行政機関等の名称	秋田県知事	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部地域・家庭福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	児童に関する各般の問題について、家庭その他からの相談に応じ、個々の児童や家庭に最も効果的な処遇（指導、措置、一時保護等）を行い、児童の福祉を図るとともに、その権利を保護する。	
記録項目	1 氏名、2 識別番号、3 本籍・国籍、4 住所、5 年齢・生年月日、6 電話番号、7 性別、8 家族状況、9 婚姻歴、10 職業・職歴、11 収入、12 納税状況、13 公的扶助、14 相談内容、15 障害の程度、16 学歴・学業	
記録範囲	本人、保護者	
記録情報の収集方法	面接により、童記録票、ケースファイルを作成	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 秋田県健康福祉部地域・家庭福祉課	
	(所在地) 〒010-8570秋田県秋田市山王4-1-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	

行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—
行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備 考	—

様式第2号

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	児童自立支援業務	
行政機関等の名称	秋田県知事	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部地域・家庭福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援する。	
記録項目	1 氏名、2 本籍・国籍、3 住所、4 年齢・生年月日、5 電話番号、6 性別、7 障害の程度、8 健康診断等の結果、9 少年保護事件の手続きが行われたこと、10 心身の状況、11 家族状況、12 職業・職歴、13 学歴・学業、14 意見・要望、15 相談内容	
記録範囲	本人、保護者	
記録情報の収集方法	面接により、在園児童状況、ケースファイルを作成	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 秋田県健康福祉部地域・家庭福祉課	
	(所在地) 〒010-8570秋田県秋田市山王4-1-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	

行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—
行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備 考	—

様式第2号

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	特別児童扶養手当	
行政機関等の名称	秋田県知事	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部地域・家庭福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	障害児の福祉の増進を図ること及び在宅障害児の介護料的なものとして手当を支給する。（特別児童扶養手当等の支給に関する法律）	
記録項目	1 氏名、2 識別番号、3 本籍・国籍、4 住所、5 年齢・生年月日、6 電話番号、7 性別、8 家族状況、9 婚姻歴、10 職業・職歴、11 収入、12 納税状況、13 公的扶助、14 相談内容、15 障害の程度 16 学歴・学業	
記録範囲	特別児童扶養手当の認定請求をした者	
記録情報の収集方法	特別児童扶養手当認定請求書	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 秋田県健康福祉部地域・家庭福祉課	
	(所在地) 〒010-8570秋田県秋田市山王4-1-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	

行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—
行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備 考	—

様式第2号

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	生活保護法による医療機関等の指定ファイル
行政機関等の名称	秋田県知事
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部地域・家庭福祉課
個人情報ファイルの利用目的	生活保護法による医療扶助のための医療を担当させる機関を指定するために利用する。（生活保護法第49条）
記録項目	1. 種別、2. 指定番号、3. 医療機関コード、4. 指定医療機関名称、5. 所在地、6. 診療科名、7. 開設者氏名（名称）、8. 開設者住所（所在地）、9. 管理者氏名、10. 管理者住所、11. 管理者生年月日、12. 指定年月日、13. 指定有効期間
記録範囲	生活保護法による指定医療機関等の開設（代表）者、管理者
記録情報の収集方法	本人の申告
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	社会保険診療報酬支払基金
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）秋田県健康福祉部地域・家庭福祉課
	（所在地）〒010-8570秋田県秋田市山王4-1-1
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—

個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無		
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) 秋田県健康福祉部地域・家庭福祉課 (所在地) 〒010-8570秋田県秋田市山王4-1-1		
行政機関等匿名加工情報の概要	—		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—		
備 考	—		

様式第2号

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	生活保護法による介護機関の指定ファイル
行政機関等の名称	秋田県知事
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部地域・家庭福祉課
個人情報ファイルの利用目的	生活保護法による介護扶助のための介護を担当させる機関を指定するために利用する。（生活保護法第54条の2）
記録項目	1. 種別、2. 指定番号、3. 介護機関コード、4. 指定介護機関名称、5. 所在地、6. サービスの種類、7. 開設者氏名（名称）、8. 開設者住所（所在地）、9. 指定年月日、10. 指定有効期間
記録範囲	生活保護法による指定介護機関等の開設者、管理者
記録情報の収集方法	本人の申告
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	国民健康保険団体連合会
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）秋田県健康福祉部地域・家庭福祉課
	（所在地）〒010-8570秋田県秋田市山王4-1-1
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—

個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無		
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) 秋田県健康福祉部地域・家庭福祉課 (所在地) 〒010-8570秋田県秋田市山王4-1-1		
行政機関等匿名加工情報の概要	—		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—		
備 考	—		

様式第2号

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	児童扶養手当	
行政機関等の名称	秋田県知事	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部地域・家庭福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	父又は母と生計を同じくしていない児童について児童扶養手当を支給し、児童の福祉の増進を図る。（児童扶養手当法）	
記録項目	1 氏名、2 識別番号、3 本籍・国籍、4 住所、5 年齢・生年月日、6 電話番号、7 性別、8 家族状況、9 婚姻歴、10 職業・職歴、11 収入、12 納税状況、13 公的扶助、14 相談内容、15 障害の程度 16 学歴・学業	
記録範囲	児童扶養手当の認定請求をした者	
記録情報の収集方法	児童扶養手当認定請求書	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）秋田県健康福祉部地域・家庭福祉課	
	（所在地）〒010-8570秋田県秋田市山王4-1-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	

行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—
行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備 考	—

様式第2号

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	介護保険事業者及び介護支援専門員管理システム
行政機関等の名称	秋田県知事
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部長寿社会課
個人情報ファイルの利用目的	介護支援専門員の籍簿情報の管理に係る事務のために利用する。
記録項目	1 登録番号、2 名簿管理都道府県、3 氏名、4 現住所、5 生年月日、6 介護支援専門員証交付年月日、7 介護支援専門員登録年月日、8 介護支援専門員証有効期間満了日、9 主任介護支援専門員資格の有無、10 更新回数、11 備考、12 就労情報、13 研修履歴
記録範囲	介護支援専門員
記録情報の収集方法	本人からの申請書類の提出
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	特定非営利活動法人秋田県介護支援専門員協会
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 秋田県健康福祉部長寿社会課
	(所在地) 〒010-8570 秋田県秋田市山王4-1-1
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—

個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無		
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称) 秋田県健康福祉部長寿社会課 (所在地) 〒010-8570 秋田県秋田市山王4-1-1		
行政機関等匿名加工情報の概要	—		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない		
備 考	—		

様式第2号

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	喀痰吸引等業務従事者名簿
行政機関等の名称	秋田県知事
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部長寿社会課
個人情報ファイルの利用目的	喀痰吸引等業務従事者の記録、管理及び認定証の発行事務
記録項目	1 氏名、2 生年月日、3 本籍地、4 研修修了年月日、5 特定行為種別、6 申請書受理日、7 登録年月日、8 登録番号、9 変更年月日、10 変更内容、11 従事者の住所、12 勤務先事業所名（研修機関）、13 受講開始年度、14 経過措置の有無、15 初回実地修了年度
記録範囲	喀痰吸引等業務従事者
記録情報の収集方法	社会福祉法人秋田県社会福祉協議会からの提供
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	社会福祉法人秋田県社会福祉協議会
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）秋田県健康福祉部長寿社会課
	（所在地）〒010-8570 秋田県秋田市山王四丁目1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—

個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無		
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—		
行政機関等匿名加工情報の概要	—		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—		
備 考	—		

様式第2号

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	介護認定調査員研修受講者名簿
行政機関等の名称	秋田県知事
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部長寿社会課
個人情報ファイルの利用目的	介護認定調査員研修受講者の記録、管理及び修了証明書の発行事務
記録項目	1 氏名、2 性別、3 生年月日、4 所属事業所名または所属保険者名、5 受講資格、6（介護支援専門員の場合）介護支援専門員証の登録番号、7（介護支援専門員の場合）介護支援専門員証の有効期限、8 電話番号、9 FAX番号、10 メールアドレス、11 修了証明書送付先住所、12 受講年度、13 受講歴
記録範囲	介護認定調査員研修を受講した者
記録情報の収集方法	保険者からの提供
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	特定非営利活動法人秋田県介護支援専門員協会
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）秋田県健康福祉部長寿社会課
	（所在地）〒010-8570 秋田県秋田市山王四丁目1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—

個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無		
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—		
行政機関等匿名加工情報の概要	—		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—		
備 考	—		

様式第2号

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	身体障害者福祉法第15条第1項に規定する指定医師台帳ファイル	
行政機関等の名称	秋田県知事	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	障害福祉課	
個人情報ファイルの利用目的	身体障害者福祉法第15条第1項に規定する指定医師の台帳を作成し、身体障害者手帳交付事務の円滑な運営のために利用する。	
記録項目	1氏名、2指定番号、3所属医療機関名・住所、4診療科、5担当する障害区分、6指定年月日	
記録範囲	指定医師の指定を受けた者	
記録情報の収集方法	本人の申告	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 秋田県健康福祉部障害福祉課	
	(所在地) 〒010-8570 秋田県秋田市山王4-1-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	

行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) 秋田県健康福祉部障害福祉課 (所在地) 〒010-8570 秋田県秋田市山王 4 - 1 - 1
行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備 考	—

様式第2号

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	身体障害者手帳交付者台帳ファイル	
行政機関等の名称	秋田県知事	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	秋田県子ども・女性・障害者相談センター（福祉相談・連携推進部）	
個人情報ファイルの利用目的	身体障害者手帳交付申請受付、交付情報の管理及び発行、障害福祉関連統計の集計、マイナンバー制度の情報連携のために利用する。	
記録項目	1 氏名、2 生年月日、3 住所、4 個人番号、5 管轄市町村、6 手帳発行者、7 手帳番号、8 手帳交付日、9 種別（旅客鉄道株式会社旅客運賃減額の区分）、10 障害等級、11 障害名、12 再認定の時期、13 再交付年月日、14 返還年月日、15 保護者氏名、16 保護者生年月日、17 続柄、18 保護者住所	
記録範囲	身体障害者手帳の交付を受けた者及びその保護者、身体障害者手帳交付申請書を提出した者	
記録情報の収集方法	本人（保護者）からの申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）秋田県子ども・女性・障害者相談センター	
	（所在地）〒010-0864 秋田県秋田市手形住吉町 3－6	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）

行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) 秋田県子ども・女性・障害者相談センター (所在地) 〒010-0864 秋田県秋田市手形住吉町 3 - 6
行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備 考	—

様式第2号

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	自立支援医療（精神通院医療）受給者台帳ファイル
行政機関等の名称	秋田県知事
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	子ども・女性・障害者相談センター（精神保健福祉部）、各保健所、障害福祉課
個人情報ファイルの利用目的	自立支援医療（精神通院医療）受給者情報の管理及び受給者証の発行、精神保健福祉関連統計の集計、マイナンバー制度の情報連携のために利用する。
記録項目	1 氏名、2 生年月日、3 住所、4 電話番号、5 保険種類、6 被保険者証 記号・番号、7 精神障害（ICD-10）、8 所得の状況、9 自立支援医療（精神通院医療）受給者証番号
記録範囲	自立支援医療（精神通院医療）受給者
記録情報の収集方法	本人の申告、市町村からの提供、医療機関からの提供
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）秋田県健康福祉部障害福祉課
	（所在地）秋田県秋田市山王 4－1－1
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—

個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無		
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) 秋田県健康福祉部障害福祉課 (所在地) 秋田県秋田市山王4-1-1		
行政機関等匿名加工情報の概要	—		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—		
備 考	—		

様式第2号

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	精神障害者保健福祉手帳に関する事務
行政機関等の名称	秋田県知事
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	子ども・女性・障害者相談センター（精神保健福祉部） 保健所、障害福祉課
個人情報ファイルの利用目的	精神障害者保健福祉手帳の情報管理及び交付、精神保健福祉関連統計の集計、マイナンバー制度の情報連携のために利用する。
記録項目	1氏名、2生年月日、3住所、4電話番号、5障害基礎年金・その他年金 等級、6精神障害（ICD-10）、7手帳番号、8手帳等級
記録範囲	精神障害者保健福祉手帳交付者
記録情報の収集方法	本人の申告、年金事業者からの提供、医療機関からの提供
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）秋田県健康福祉部障害福祉課
	（所在地）秋田県秋田市山王4丁目1-1
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—

個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無		
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) 秋田県健康福祉部障害福祉課 (所在地) 秋田県秋田市山王4丁目1-1		
行政機関等匿名加工情報の概要	—		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—		
備 考	—		

様式第2号

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	療育手帳交付者台帳ファイル
行政機関等の名称	秋田県知事
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	秋田県子ども・女性・障害者相談センター（福祉相談・連携推進部）
個人情報ファイルの利用目的	療育手帳交付情報の管理及び発行、障害福祉関連統計の集計、マイナンバー制度の情報連携のために利用する
記録項目	1氏名、2性別、3生年月日、4管轄市町村、5住所、6個人番号、7電話番号、8施設名、9管轄相談所、10手帳番号、11手帳交付日、12判定日、13判定機関、14判定形式、15再判定区分、16次期判定年月、17障害の程度、18旅客鉄道株式会社旅客運賃減額の区分、19IQ又はDQ、20身体障害者手帳番号、21身体障害者手帳の種別及び等級、22障害の部位、23障害の内容、24精神障害者保健福祉手帳番号、25精神障害者保健福祉手帳の等級、26保護者氏名、27保護者生年月日、28続柄、29保護者住所、30保護者電話番号
記録範囲	療育手帳の交付を受けた者及びその保護者、療育手帳交付申請書を提出した者
記録情報の収集方法	申請者による申告
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	—
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）秋田県子ども・女性・障害者相談センター
	（所在地）秋田県秋田市手形住吉町3－6
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—

個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無		
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) 秋田県子ども・女性・障害者相談センター (所在地) 〒010-0864 秋田県秋田市手形住吉町3-6		
行政機関等匿名加工情報の概要	—		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—		
備 考	—		

様式第2号

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	障害者等用駐車区画利用者台帳ファイル
行政機関等の名称	秋田県知事
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部障害福祉課
個人情報ファイルの利用目的	障害者等用駐車区画利用証の交付及び再交付のほか障害福祉関連統計の集計のために利用する
記録項目	1 受付日、2 本人住所、3 本人氏名、4 性別、5 生年月日、6（代理人による申請の場合）代理人住所、7（代理人による申請の場合）代理人氏名、8（代理人による申請の場合）代理人電話番号、9「車いす使用者用」または「車いす使用者以外用」の区分、10 障害等の区分、11 障害等の状況、12 利用証の有効期限、13 送付日、14 交付番号
記録範囲	障害者等用駐車区画利用証を申請した者
記録情報の収集方法	申請者による申請
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）秋田県健康福祉部障害福祉課
	（所在地）秋田県秋田市山王4－1－1
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—

個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無		
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) 秋田県健康福祉部障害福祉課 (所在地) 〒010-8570 秋田県秋田市山王4-1-1		
行政機関等匿名加工情報の概要	—		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—		
備 考	—		

様式第2号

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	調理師名簿	
行政機関等の名称	秋田県知事	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康づくり推進課 各地域振興局福祉環境部	
個人情報ファイルの利用目的	調理師免許取得者を登録し、免許証の作成、交付を行う。	
記録項目	1. 免許登録番号、2. 登録年月日 3. 本籍地 4. 現住所 5. 氏名 6. 性別 7. 生年月日 8. 取得資格	
記録範囲	調理師免許取得者	
記録情報の収集方法	本人から提出された調理師免許申請書	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 秋田県健康福祉部健康づくり推進課	
	(所在地) 〒010-8570秋田県秋田市山王 4-1-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	名簿の訂正(調理師法施行令第11条)登録の抹消(調理師法施行令第12条)	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	

行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—
行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備 考	

様式第2号

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	栄養士名簿	
行政機関等の名称	秋田県知事	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康づくり推進課 各地域振興局福祉環境部	
個人情報ファイルの利用目的	栄養士免許取得者を登録し、免許証の作成、交付を行う。	
記録項目	1. 免許登録番号、2. 登録年月日 3. 本籍地 4. 現住所 5. 氏名 6. 性別 7. 生年月日 8. 取得資格 9. 資格取得年月日 10. 免許取得卒業学校名	
記録範囲	栄養士免許取得者	
記録情報の収集方法	本人から提出された栄養士免許申請書	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 秋田県健康福祉部健康づくり推進課	
	(所在地) 〒010-8570秋田県秋田市山王 4-1-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	名簿の訂正(栄養士法施行令第3条)登録の抹消(栄養士法施行令第4条)	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	

行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—
行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備 考	

様式第2号

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	修了者名簿	
行政機関等の名称	秋田県知事	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康づくり推進課	
個人情報ファイルの利用目的	緩和ケア研修会に係る修了証書発行事務のために利用する。	
記録項目	1 氏名、2 職業・職歴、3 所属	
記録範囲	緩和ケア研修会を修了した者	
記録情報の収集方法	実施医療機関からの報告書	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	秋田県がん診療連携協議会（非公表希望者については、提供をしていない。）	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）秋田県健康福祉部健康づくり推進課	
	（所在地）〒010-8570秋田県秋田市山王 4－1－1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	－	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	－	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	－	

行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備 考	

様式第2号

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	秋田県がん患者医療用補正具助成事業台帳
行政機関等の名称	秋田県知事
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部健康づくり推進課
個人情報ファイルの利用目的	申請者への重複助成を避けるための確認に利用する。
記録項目	1 氏名、2 性別、3 生年月日、4 住所、5 購入した医療用補正具の種類・購入日・購入金額、6 助成額、7 がんの種類 (平成29年度から令和元年度まで)
記録範囲	申請者(令和2年度以降は市町村への申請者)
記録情報の収集方法	本人の申請又は市町村からの報告
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 秋田県健康福祉部健康づくり推進課
	(所在地) 〒010-8570 秋田県秋田市山王4-1-1
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—

個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無		
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—		
行政機関等匿名加工情報の概要	—		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—		
備 考			

様式第2号

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	特定不妊治療費助成システム
行政機関等の名称	秋田県知事
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部保健・疾病対策課
個人情報ファイルの利用目的	保険医療機関において、特定の不妊治療（体外受精及び顕微授精）を受けた夫婦を対象に、治療費の一部を助成する。
記録項目	1 氏名、2 生年月日及び年齢、3 住所、4 電話番号、5 助成額、6 医療機関名、7 主治医、8 助成決定年月日、9 妊娠の有無、10 加入医療保険、11 助成を受けた年度及び回数、12 助成金振込先、13 治療方法、14 治療期間
記録範囲	助成申請者
記録情報の収集方法	本人の申告
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）秋田県健康福祉部保健・疾病対策課
	（所在地）〒010-8570 秋田県秋田市山王4-1-1
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—

個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無		
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) 秋田県健康福祉部保健・疾病対策課 (所在地) 〒010-8570 秋田県秋田市山王4-1-1		
行政機関等匿名加工情報の概要	—		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—		
備 考	—		

様式第2号

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	指定難病等情報管理システム
行政機関等の名称	秋田県知事
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部保健・疾病対策課
個人情報ファイルの利用目的	特定医療費（指定難病）の支給に係る事務のために利用する。
記録項目	1 氏名、2 住所、3 性別、4 生年月日、5 年齢、6 連絡先電話番号、7 疾患名、8 疾患の重症判定、9 加入医療保険、10 同じ医療保険の世帯員、11 受診を希望する難病指定医療機関名、12 階層（所得）区分、13、自己負担上限月額、14 支給認定有効期間、15 支給認定判定、16 申請日、17 受給者証発行日
記録範囲	特定医療費（指定難病）の支給認定対象者
記録情報の収集方法	本人又は家族等による申請
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	各医療保険者、各市町村
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）秋田県健康福祉部保健・疾病対策課
	（所在地）〒010-8570 秋田県秋田市山王4-1-1
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—

個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無		
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称) 秋田県健康福祉部保健・疾病対策課 (所在地) 〒010-8570 秋田県秋田市山王4-1-1		
行政機関等匿名加工情報の概要	—		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—		
備 考	—		

様式第2号

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	秋田県風しん抗体検査事業実績ファイル
行政機関等の名称	秋田県知事
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部保健・疾病対策課
個人情報ファイルの利用目的	風しん抗体検査の費用助成に係る事務のために利用する。
記録項目	1 氏名、2 住所（市町村）、3 性別、4 生年月日、5 年齢、6 検査対象区分、7 対象者の配偶者の風しん抗体価、8 検査医療機関名、9 検査医療機関所在地（市町村）、10 検査日、11 結果通知日、12 検査方法、13 検査結果、14 抗体の有無、15 検査後の予防接種実施状況、16 予防接種未実施の理由
記録範囲	秋田県風しん抗体検査事業による風しん抗体検査の費用助成を受けた者
記録情報の収集方法	検査を実施した医療機関からの提供
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）秋田県健康福祉部保健・疾病対策課
	（所在地）〒010-8570 秋田県秋田市山王 4－1－1
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—

個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無		
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称) 秋田県健康福祉部保健・疾病対策課 (所在地) 〒010-8570 秋田県秋田市山王4-1-1		
行政機関等匿名加工情報の概要	—		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—		
備 考	—		

様式第2号

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	感染症サーベイランスシステム
行政機関等の名称	秋田県知事
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部保健・疾病対策課
個人情報ファイルの利用目的	感染症のまん延防止のために使用する。
記録項目	1 診断の種類、2 氏名、3 性別、4 生年月日、5 年齢、6 職業、7 住所、8 所在地、9 保護者氏名（本人が未成年の場合）、10 保護者住所、11 症状、12 診断方法、13 初診年月日、14 診断年月日、15 感染したと推定される年月日、16 発病年月日、17 死亡年月日（死亡後に診断された場合）、18 感染原因・感染経路・感染地域、19 その他感染症のまん延の防止及び当該者の医療のために医師が必要と認める事項
記録範囲	一から四類感染症、五類感染症のうち侵襲性髄膜炎菌感染症、風しん、麻しんの診断がされ、医師から保健所に届出がされた者
記録情報の収集方法	医師からの届出
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	国立感染症研究所
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）秋田県健康福祉部保健・疾病対策課
	（所在地）〒010-8570 秋田県秋田市山王 4-1-1

訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称) 秋田県健康福祉部保健・疾病対策課 (所在地) 〒010-8570 秋田県秋田市山王4-1-1	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考	—	

様式第2号

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	新型コロナ新規感染者数公表資料
行政機関等の名称	秋田県知事
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	秋田県健康福祉部保健・疾病対策課
個人情報ファイルの利用目的	新型コロナウイルス新規感染者数の公表資料作成
記録項目	1 氏名、2 性別、3 年齢、4 住所又は居所、5 電話番号、6 学校名又は職業等、7 重症度、8 関係性又は関連情報、9 病歴（基礎疾患等）
記録範囲	令和2年3月6日から令和5年5月8日までの新規感染者
記録情報の収集方法	医療機関からの発生届、HER-SYS、保健所調査
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）秋田県健康福祉部保健・疾病対策課
	（所在地）〒010-8570 秋田県秋田市山王四丁目1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—

個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無		
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	秋田県健康福祉部保健・疾病対策課 〒010-8570 秋田県秋田市山王四丁目1番1号		
行政機関等匿名加工情報の概要	—		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—		
備 考			

様式第2号

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	新型コロナ新規感染者と県例番号のデータベース
行政機関等の名称	秋田県知事
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	秋田県健康福祉部保健・疾病対策課
個人情報ファイルの利用目的	新型コロナウイルス新規感染者の番号付与
記録項目	1 氏名、2 性別、3 年齢、4 住所又は居所、5 電話番号、6 学校名又は職業等、7 重症度、8 関係性又は関連情報、9 病歴（基礎疾患等）
記録範囲	令和2年3月6日から令和5年5月8日までの新規感染者
記録情報の収集方法	医療機関からの発生届、HER-SYS、保健所調査
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）秋田県健康福祉部保健・疾病対策課
	（所在地）〒010-8570 秋田県秋田市山王四丁目1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—

個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無		
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	秋田県健康福祉部保健・疾病対策課 〒010-8570 秋田県秋田市山王四丁目1番1号		
行政機関等匿名加工情報の概要	—		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—		
備 考			

様式第2号

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	新型コロナ感染者一覧ファイル
行政機関等の名称	秋田県知事
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部保健・疾病対策課
個人情報ファイルの利用目的	新型コロナウイルス感染者の療養状況を一覧で管理するために利用する
記録項目	1 氏名、2 県例番号、3 国籍、4 年代、5 性別、6 職業、7 結果判明日、8 療養施設名等、9 勤務先または学校名、10 濃厚接触者との関係性又はクラスター等関連情報
記録範囲	令和2年3月6日から令和5年5月8日までの感染者
記録情報の収集方法	医療機関からの発生届、HER-SYS、保健所や医療機関など他の実施機関による調査
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 秋田県健康福祉部保健・疾病対策課
	(所在地) 〒010-8570 秋田県秋田市山王四丁目1番1号
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—

個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無		
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	秋田県健康福祉部保健・疾病対策課 〒010-8570 秋田県秋田市山王四丁目1番1号		
行政機関等匿名加工情報の概要	—		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—		
備 考			

様式第2号

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	秋田県立衛生看護学院入学試験事務	
行政機関等の名称	秋田県知事	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	衛生看護学院	
個人情報ファイルの利用目的	入学試験を実施するため。	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 年齢、4 生年月日、5 電話番号、6 性別、7 識別番号、8 職歴、9 学歴、10成績・評価、11資格	
記録範囲	入学試験受験者	
記録情報の収集方法	本人の申告	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 秋田県立衛生看護学院	
	(所在地) 〒013-0037 秋田県横手市前郷二番町 10-2	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) ----- 政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	☒ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称) 秋田県立衛生看護学院 (所在地) 〒013-0037 秋田県横手市前郷二番町 10-2	

行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備 考	—

様式第2号

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	秋田県立衛生看護学院在学学生情報管理ファイル	
行政機関等の名称	秋田県知事	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	衛生看護学院	
個人情報ファイルの利用目的	在学生の学籍管理や健康管理のために利用する。	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 年齢、4 生年月日、5 電話番号、6 性別、7 学籍番号、8 職歴、9 学歴、10 成績・評価、11 資格、12 本籍、13 病歴、14 障害の程度、15 健康診断の結果、16 家族状況	
記録範囲	在学生	
記録情報の収集方法	本人の申告	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 秋田県立衛生看護学院	
	(所在地) 〒013-0037 秋田県横手市前郷二番町 10-2	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☒ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称) 秋田県立衛生看護学院 (所在地) 〒013-0037 秋田県横手市前郷二番町 10-2	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備 考	—

様式第2号

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	秋田県立衛生看護学院卒業生情報管理ファイル	
行政機関等の名称	秋田県知事	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	衛生看護学院	
個人情報ファイルの利用目的	卒業生の学籍管理のために利用する。	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 年齢、4 生年月日、5 電話番号、6 性別、7 学籍番号、8 職歴、9 学歴、10 成績・評価、11 資格、12 本籍、13 家族状況、14 所属団体	
記録範囲	卒業生	
記録情報の収集方法	本人の申告	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 秋田県立衛生看護学院	
	(所在地) 〒013-0037 秋田県横手市前郷二番町 10-2	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	☒ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称) 秋田県立衛生看護学院 (所在地) 〒013-0037 秋田県横手市前郷二番町 10-2	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備 考	—

様式第2号

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	秋田県立衛生看護学院非常勤講師情報管理ファイル	
行政機関等の名称	秋田県知事	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	衛生看護学院	
個人情報ファイルの利用目的	養成所指定申請、講師依頼、謝金支払いのために利用する。	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 年齢、4 生年月日、5 電話番号、6 性別、7 職業・職歴、8 学歴、9 資格、10 本籍、11 所属団体、12 銀行口座	
記録範囲	非常勤講師	
記録情報の収集方法	本人の申告	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 秋田県立衛生看護学院	
	(所在地) 〒013-0037 秋田県横手市前郷二番町 10-2	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	☒ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称) 秋田県立衛生看護学院 (所在地) 〒013-0037 秋田県横手市前郷二番町 10-2	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備 考	—

様式第2号

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	秋田県准看護師試験ファイル	
行政機関等の名称	秋田県知事	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	秋田県健康福祉部医務薬事課医療人材対策室	
個人情報ファイルの利用目的	准看護師試験審査事務における本人の資格審査のために利用する。	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 年齢、4 生年月日、5 電話番号、6 性別、7 学歴、8 本籍、9 成績・評価	
記録範囲	受験者	
記録情報の収集方法	本人の申告	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 秋田県健康福祉部医務薬事課医療人材対策室	
	(所在地) 〒010-8570 秋田県秋田市山王 4-1-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	☒ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称) 秋田県健康福祉部医務薬事課医療人材対策室 (所在地) 〒010-8570 秋田県秋田市山王 4-1-1	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備 考	—

様式第2号

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	看護師等免許申請ファイル（保健所）	
行政機関等の名称	秋田県知事	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	秋田県各地域振興局福祉環境部	
個人情報ファイルの利用目的	免許の付与及び免許証の交付を受けるために利用する。	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 年齢、4 生年月日、5 電話番号、6 性別、7 本籍、8 識別番号、9 障害の程度、10健康診断の結果、11刑事事件の手続きが行われたこと、12婚姻歴、13親族関係	
記録範囲	申請者	
記録情報の収集方法	本人の申告	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称） 秋田県各地域振興局福祉環境部	
	（所在地） 秋田県各地域振興局福祉環境部	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	☒ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名称） 秋田県各地域振興局福祉環境部 （所在地） 秋田県各地域振興局福祉環境部	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備 考	—

様式第2号

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	看護師等免許申請ファイル	
行政機関等の名称	秋田県知事	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	秋田県健康福祉部医務薬事課医療人材対策室	
個人情報ファイルの利用目的	免許の付与及び免許証の交付を受けるために利用する。	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 年齢、4 生年月日、5 電話番号、6 性別、7 本籍、8 識別番号、9 障害の程度、10健康診断の結果、11刑事事件の手続きが行われたこと、12婚姻歴、13親族関係	
記録範囲	申請者	
記録情報の収集方法	本人の申告	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 秋田県健康福祉部医務薬事課医療人材対策室	
	(所在地) 〒010-8570 秋田県秋田市山王 4-1-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	☒ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称) 秋田県健康福祉部医務薬事課医療人材対策室 (所在地) 〒010-8570 秋田県秋田市山王 4-1-1	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備 考	—

様式第2号

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	准看護師免許申請ファイル（保健所）	
行政機関等の名称	秋田県知事	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	秋田県各地域振興局福祉環境部	
個人情報ファイルの利用目的	免許を付与するために利用する。	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 年齢、4 生年月日、5 電話番号、6 性別、7 本籍、8 識別番号、9 病歴、10 障害の程度、11 健康診断の結果、12 婚姻歴、13 親族関係、14 賞罰	
記録範囲	申請者	
記録情報の収集方法	本人の申告	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称） 秋田県各地域振興局福祉環境部	
	（所在地） 秋田県各地域振興局福祉環境部	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	☒ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名称） 秋田県各地域振興局福祉環境部 （所在地） 秋田県各地域振興局福祉環境部	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備 考	—

様式第2号

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	准看護師免許申請ファイル	
行政機関等の名称	秋田県知事	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	秋田県健康福祉部医務薬事課医療人材対策室	
個人情報ファイルの利用目的	免許を付与するために利用する。	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 年齢、4 生年月日、5 電話番号、6 性別、7 本籍、8 識別番号、9 病歴、10 障害の程度、11 健康診断の結果、12 婚姻歴、13 親族関係、14 賞罰	
記録範囲	申請者	
記録情報の収集方法	本人の申告	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 秋田県健康福祉部医務薬事課医療人材対策室	
	(所在地) 〒010-8570 秋田県秋田市山王 4-1-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	☒ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称) 秋田県健康福祉部医務薬事課医療人材対策室 (所在地) 〒010-8570 秋田県秋田市山王 4-1-1	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備 考	—

様式第2号

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	秋田県立衛生看護学院看護職員研修ファイル	
行政機関等の名称	秋田県知事	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	秋田県立衛生看護学院	
個人情報ファイルの利用目的	研修開催に係る講師依頼や講師謝金の支払いに利用する。	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 年齢、4 生年月日、5 電話番号、6 性別、7 職業・職歴、8 学歴、9 資格、10 賞罰、11 所属団体、12 銀行口座	
記録範囲	講師	
記録情報の収集方法	本人の申告	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 秋田県立衛生看護学院	
	(所在地) 〒013-0037 秋田県横手市前郷二番町 10-2	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	☒ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称) 秋田県立衛生看護学院 (所在地) 〒013-0037 秋田県横手市前郷二番町 10-2	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備 考	—

様式第2号

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	宗教法人台帳
行政機関等の名称	秋田県知事
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活環境部県民生活課
個人情報ファイルの利用目的	宗教法人事務における法人情報の管理のために利用する。
記録項目	1氏名、2生年月日、3所属する宗教法人、4代表就任年月日、5電話番号、6住所
記録範囲	宗教法人の代表役員
記録情報の収集方法	所属する宗教法人からの申請又は届出
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 秋田県生活環境部県民生活課
	(所在地) 〒010-8570 秋田県秋田市山王 4-1-1
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—

個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無		
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	秋田県生活環境部県民生活課 〒010-8570 秋田県秋田市山王4-1-1		
行政機関等匿名加工情報の概要	—		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—		
備 考			

様式第2号

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	家電の省エネ促進生活支援事業交付台帳
行政機関等の名称	秋田県知事
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活環境部温暖化対策課
個人情報ファイルの利用目的	家電の省エネ促進生活支援事業交付事務に係る個人情報の管理のために利用する。
記録項目	1氏名、2生年月日、3住所、4電話番号、5メールアドレス
記録範囲	交付申請者
記録情報の収集方法	交付申請者からの申請
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 秋田県生活環境部温暖化対策課
	(所在地) 〒010-8570 秋田県秋田市山王 4-1-1
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—

個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無		
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) 秋田県生活環境部温暖化対策課 (所在地) 〒010-8570 秋田県秋田市山王4-1-1		
行政機関等匿名加工情報の概要	—		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—		
備 考			

様式第2号

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	産業廃棄物処理業者情報
行政機関等の名称	秋田県知事
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活環境部環境整備課
個人情報ファイルの利用目的	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく産業廃棄物処理業許可の審査や、当該許可業者に対する指導を行うために利用する。
記録項目	1固有番号、2許可番号、3許可年月日、4許可期限、5申請者名称・氏名、6申請者住所、7申請者電話番号、8取扱品目、9役員等氏名・名称、10車両番号、11処理施設の許可番号、12処理施設所在地、13処理施設種類
記録範囲	産業廃棄物処理業許可申請者、その役員、株主、政令使用人等
記録情報の収集方法	法人及び個人事業者から提出された産業廃棄物処理業許可申請書、変更等届出書及び秋田県警察本部・地方検察庁・市町村からの提供
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	環境省、全国自治体及び排出者 (県産業廃棄物処理業者検索システム等により、許可業者の主たる情報を常に公開)
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 秋田県生活環境部環境整備課
	(所在地) 〒010-8570 秋田県秋田市山王4-1-1

訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）秋田県生活環境部環境整備課 （所在地）〒010-8570 秋田県秋田市山王4-1-1	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考	—	

様式第2号

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	秋田県環境保全センター許可申請者ファイル
行政機関等の名称	秋田県知事
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活環境部環境整備課
個人情報ファイルの利用目的	秋田県環境保全センターの使用許可に係る事務のために利用する。
記録項目	1 許可番号、2 許可年月日、3 申請者住所、4 申請者氏名、5 申請者電話番号、6 搬入車両番号
記録範囲	秋田県環境保全センター管理規則第5条の規定に基づき、許可申請書を提出した者
記録情報の収集方法	本人の許可申請
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 秋田県生活環境部環境整備課
	(所在地) 〒010-8570 秋田県秋田市山王 4-1-1
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—

個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無		
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) 秋田県生活環境部環境整備課 (所在地) 〒010-8570 秋田県秋田市山王 4 - 1 - 1		
行政機関等匿名加工情報の概要	—		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—		
備 考			

様式第2号

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	PCB掘り起こし調査対象者ファイル
行政機関等の名称	秋田県知事
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活環境部環境整備課
個人情報ファイルの利用目的	PCB掘り起こし調査における調査票の送付、回答内容の確認等のために利用する。
記録項目	1 氏名、2 住所、3 電話番号、4 建物用途
記録範囲	PCB掘り起こし調査の対象者
記録情報の収集方法	建物登記簿リスト、PCB特措法届出、環境省リストからの提供
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 秋田県生活環境部環境整備課
	(所在地) 〒010-8570 秋田県秋田市山王 4-1-1
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—

個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無		
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) 秋田県生活環境部環境整備課 (所在地) 〒010-8570 秋田県秋田市山王4-1-1		
行政機関等匿名加工情報の概要	—		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—		
備 考			

様式第2号

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	クリーニング師免許交付台帳
行政機関等の名称	秋田県知事
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活環境部生活衛生課
個人情報ファイルの利用目的	クリーニング師の免許に関する事項を登録する。
記録項目	1. 登録番号 2. 免許交付年月日 3. 本籍 4. 現住所 5. 氏名 6. 生年月日 7. 試験合格年月日 8. 免許書 換及び再交付年月日 9. 業務停止及び免許取消年月日 10. 登録抹消年月日
記録範囲	クリーニング師免許取得者
記録情報の収集方法	本人から提出されたクリーニング師免許申請書
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 秋田県生活環境部生活衛生課
	(所在地) 〒010-8570秋田県秋田市山王 4-1-1
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	名簿の訂正 (クリーニング業法施行規則第8条) 登録の抹消 (クリーニング業法施行規則第10条)

個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無		
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) 秋田県生活環境部生活衛生課 (所在地) 〒010-8570秋田県秋田市山王4-1-1		
行政機関等匿名加工情報の概要	—		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—		
備 考			

様式第2号

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	狩猟者台帳ファイル	
行政機関等の名称	秋田県知事	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	生活環境部 自然保護課	
個人情報ファイルの利用目的	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき、狩猟者台帳（狩猟免許保有状況、狩猟者登録情報）により管理するために利用する。	
記録項目	1 狩猟者ID、2 氏名、3 生年月日、4 性別、5 所属団体、6 住所、7 電話番号、8 保有狩猟免許、9 行政処分、10 狩猟者登録状況	
記録範囲	狩猟免許保有者（返納含む）、狩猟者登録者	
記録情報の収集方法	本人の申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 秋田県生活環境部自然保護課 (所在地) 〒010-8570 秋田県秋田市山王 4-1-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル □有 ☒ 無	☒ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) 秋田県生活環境部自然保護課 (所在地) 〒010-8570 秋田県秋田市山王 4-1-1	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考	—	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	担い手農家経営調査ファイル	
行政機関等の名称	秋田県知事	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	農林水産部農林政策課	
個人情報ファイルの利用目的	担い手農家の明確化と施策・事業の企画・立案を行うために必要な基礎資料として利用する。	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 生年月日、4 認定農業者認定状況、5 従事者数、6 経営面積	
記録範囲	農業によって自立しようとする意欲と能力、経営規模、機械・施設等を有し、担い手として市町村が認める農業経営体	
記録情報の収集方法	担い手農家経営調査	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地（名称）	（名称） 秋田県農林水産部農林政策課 （所在地）〒010-8570 秋田県秋田市山王4-1-1	
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル） 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名称） 秋田県農林水産部農林政策課 （所在地）〒010-8570 秋田県秋田市山王4-1-1	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	

備考	—
----	---

様式第2号

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	肥料価格高騰対策事業事務
行政機関等の名称	秋田県知事
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	水田総合利用課
個人情報ファイルの利用目的	肥料価格の高騰による農業経営への影響緩和のため、化学肥料の低減に向けて取り組む農業者に対し、前年度から増加した肥料費の7割を支援する（令和4年、5年）。令和6年は支援対象者の実績を評価報告する。
記録項目	1 氏名、2 住所又は居所、3 電話番号、4 受付日
記録範囲	参加農業者
記録情報の収集方法	本人の提出による
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まれない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）秋田県水田総合利用課
	（所在地）〒010-8570 秋田県秋田市山王4-1-1

訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	☒ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考	—	

様式第2号

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	漁船登録原簿	
行政機関等の名称	秋田県知事	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	秋田県農林水産部水産漁港課	
個人情報ファイルの利用目的	漁船登録事務に係る申請者の情報事務を取り扱う。	
記録項目	1登録番号、2船名、3所有者氏名又は名称、4所有者住所、5使用者氏名又は名称、6使用者住所、7漁業種類又は用途、8主たる根拠地、9船体の船質・総トン数・寸法、10推進機関の種類・馬力数、11無線電波の形式及び空中線電力、12造船所名称・所在地、13進水年月日、14登録年月日、15漁船の建造、取得等登録の原因	
記録範囲	漁船法（昭和25年法律第178号）第10条第2項の規定により、秋田県知事に登録申請をした申請者	
記録情報の収集方法	本人の申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）秋田県農林水産部水産漁港課	
	（所在地）〒010-8570 秋田県秋田市山王 4－1－1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）

行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称) 秋田県農林水産部水産漁港課 (所在地) 〒010-8570 秋田県秋田市山王 4-1-1
行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備 考	—

様式第2号

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	森林簿ファイル
行政機関等の名称	秋田県知事
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	農林水産部森林資源造成課
個人情報ファイルの利用目的	地域森林計画の樹立・変更に必要な森林資源把握のための基礎資料及び森林経営計画作成を支援するための資料として
記録項目	1 計画区、2 事務所、3 郡、4 市町村、5 林班、6 本番、7 枝番、8 森林異動、9 図面番号、10 メッシュ番号、11 所在地大字、12 所在地字、13 地番親番、14 地番枝番、15 所有者コード、16 所有者同姓同名、17 所有者氏名、18 所有者在不在、19 所有形態森林、20 所有形態土地、21 全体面積、22 樹種1、23 林種1、24 植林年1、25 林齢1、26 齢級1、27 歩合1、28 面積1、29 材積1、30 成長量1、31 施業方法1、32 層区分1、33 樹高1、34 樹種2、35 林種2、36 植林年2、37 林齢2、38 齢級2、39 歩合2、40 面積2、41 材積2、42 成長量2、43 施業方法2、44 層区分2、45 樹高2、46 地位級、47 地利級、48 立地級、49 疎密度、50 伐採方法、51 公益的機能別森林水源涵養、52 公益的機能別森林山地災害防止、53 公益的機能別森林快適環境、54 公益的機能別森林保健文化、55 公益的機能別森林木材生産、56 公益的機能別森林その他、57 施業方法_伐期変更1、58 施業方法_伐期変更2、59 更新困難_植栽森林、60 特定広葉樹育成林施業森林、61 伐採規模面積、62 長伐期施業延短、63 搬出等特定森林、64 施業特定林分特定保安林、65 改良森林、66 制普、67 制限林保安林1、68 制限林保安林2、69 制限林公園、70 制限林その他1、71 制限林その他2、72 制限林その他3、73 普通林都市計画、74 普通林農業、75 普通林公園、76 普通林自然環境、77 普通林鳥獣保護、78 普通林地すべり、79 普通林その他1、80 普通林その他2、81 木材生産、82 水源かん養、83 山地災害防止、84 保健保全、85 生活環境保全、86 道路種別、87 道路距離、88 経営計画属人区分、89 経営計画属人年度、90 経営計画属人番号、91 経営計画属地区分、92 経営計画属地年度、93 経営計画属地番号、94 間伐年度、95 要間伐森林、96 調査分類、97 代表地番、98 標高、99 傾斜、100 土壌型、101 作成区分、

	102 分収林、103 更新年月日、104 更新方法、105 保健機能、106 林地開発、107 伐採年度、108 メモ欄、109 松くい虫対策対象森林、110 水源森林地域指定、111 水源森林地域指定年度、112 所有者異動履歴、113 土地売買等届出書提出年度、114 土地売買等届出書整理簿整理番号、115 施業方法_伐採方法等、116 計画種、117 鳥獣害防止森林区域、118 経営管理権等、119 森林環境譲与税
記録範囲	森林を現に所有していると思われる所有者
記録情報の収集方法	各種届出情報、補助事業等実績、所有者等への聴き取り
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	林野庁、秋田県内各市町村、秋田県内各森林組合、応用地質株式会社、立石林業株式会社、有限会社丸充製材所、有限会社猪股林業、公益財団法人秋田県林業公社、能代運輸株式会社、株式会社石川組、有限会社秋田グリーンサービス、株式会社門脇木材、北日本索道株式会社、エーピーフォーレ株式会社、合資会社金子ビル開発、有限会社伊東農園、有限会社高橋造林、株式会社西村林業、古河林業株式会社 阿仁林業所、有限会社山田造材部、株式会社協和土建、株式会社堀川林業、有限会社サンワーク三浦
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 秋田県農林水産部森林資源造成課
	(所在地) 〒010-8570 秋田県秋田市山王4-1-1
	(名 称) 鹿角地域振興局農林部森づくり推進課
	(所在地) 〒018-5201 鹿角市花輪字六月田1
	(名 称) 北秋田地域振興局農林部森づくり推進課
	(所在地) 〒018-3393 北秋田市鷹巣字東中岱76-1
	(名 称) 山本地域振興局農林部森づくり推進課

	(所在地) 〒016-0815 能代市御指南町1-10	
	(名 称) 秋田地域振興局農林部森づくり推進課	
	(所在地) 〒010-0951 秋田市山王4-1-2	
	(名 称) 由利地域振興局農林部森づくり推進課	
	(所在地) 〒015-8515 由利本荘市水林366	
	(名 称) 仙北地域振興局農林部森づくり推進課	
	(所在地) 〒014-0062 大仙市大曲上栄町13-62	
	(名 称) 平鹿地域振興局農林部森づくり推進課	
	(所在地) 〒013-8502 横手市旭川1-3-41	
	(名 称) 雄勝地域振興局農林部森づくり推進課	
	(所在地) 〒012-0857 湯沢市千石町2-1-10	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) 秋田県農林水産部森林資源造成課 (所在地) 〒010-8570 秋田県秋田市山王4-1-1	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	
備 考	—

様式第2号

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	秋田県庁産業労働部だより送信先メールアドレスファイル
行政機関等の名称	秋田県知事
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	産業労働部産業政策課
個人情報ファイルの利用目的	秋田県庁産業労働部だよりを発信するために利用する。
記録項目	1 氏名、2 メールアドレス
記録範囲	秋田県庁産業労働部だよりの送付を希望した者
記録情報の収集方法	本人の申告
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 秋田県産業労働部産業政策課
	(所在地) 〒010-8570 秋田県秋田市山王 4 - 1 - 1
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—

個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無		
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称) 秋田県産業労働部産業政策課 (所在地) 〒010-8570 秋田県秋田市山王4-1-1		
行政機関等匿名加工情報の概要	—		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—		
備 考	—		

様式第2号

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	火薬類取扱・製造保安責任者免状ファイル
行政機関等の名称	秋田県知事
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	産業労働部クリーンエネルギー産業振興課
個人情報ファイルの利用目的	火薬類取扱保安責任者及び火薬類製造保安責任者免状交付に関する事務のために利用する。
記録項目	1 免状種別、2 免状番号、3 免状交付年月日、4 住所、5 氏名、6 生年月日、7 免状書換・再交付年月日、8 備考（所属団体名）
記録範囲	（公社）全国火薬類保安協会が実施する試験に合格した後、免状交付申請し交付を受けた者
記録情報の収集方法	本人の申請
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）秋田県産業労働部クリーンエネルギー産業振興課
	（所在地）〒010-8572 秋田県秋田市山王3-1-1
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—

個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無		
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称) 秋田県産業労働部クリーンエネルギー産業振興課 (所在地) 〒010-8572 秋田県秋田市山王3-1-1		
行政機関等匿名加工情報の概要	—		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—		
備 考	—		

様式第2号

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	秋田県建設業許可業者一覧ファイル	
行政機関等の名称	秋田県知事	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	建設部建設政策課	
個人情報ファイルの利用目的	秋田県内に営業所を設け、建設業を営もうとする者の許可に係る事務のために利用する。	
記録項目	1 氏名（代表者）	
記録範囲	建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定により、許可申請をした事業者	
記録情報の収集方法	本人の申請等	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）秋田県建設部建設政策課 （所在地）〒010-8570 秋田県秋田市山王4-1-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル □有 ☒ 無	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名 称）秋田県建設部建設政策課 （所在地）〒010-8570 秋田県秋田市山王4-1-1	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考	—	

様式第2号

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	あきた河川メール
行政機関等の名称	秋田県知事
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	建設部河川砂防課
個人情報ファイルの利用目的	河川水位や雨量情報をメールで配信するサービスにおける、登録者のメールアドレスの管理
記録項目	メールアドレスのみ (管理サーバーに保存されており、システム検索が可能)
記録範囲	配信サービスの登録者(令和5年3月1日以降)
記録情報の収集方法	本人の申告
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	なし
記録情報の経常的提供先	あきた河川(かわ)メール配信サービス委託業者 (R6は「バイザー株式会社」)
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 秋田県建設部河川砂防課
	(所在地) 〒010-8570 秋田県秋田市山王四丁目1-1
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—

個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無		
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—		
行政機関等匿名加工情報の概要	—		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—		
備 考			

様式第2号

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	スタッフカード発行管理台帳	
行政機関等の名称	秋田県知事	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	秋田港湾事務所	
個人情報ファイルの利用目的	SOLAS区域内に常時立入する必要がある者への許可証（スタッフカード）発行に係る事務のために利用する	
記録項目	1 氏名 2 生年月日 3 勤務先 4 電話番号（勤務先） 5 発行日	
記録範囲	SOLAS内に立入する許可を得て、スタッフカードの発行を受けた者	
記録情報の収集方法	本人等の申請	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）秋田県 秋田港湾事務所	
	（所在地）〒011-0945 秋田県秋田市土崎港西 1－7－1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	

行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称) 秋田県 秋田港湾事務所 (所在地) 〒011-0945 秋田県秋田市土崎港西 1 - 7 - 1
行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備 考	—

様式第2号

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	県営住宅入居者管理・収入調査事務ファイル
行政機関等の名称	秋田県知事
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	建設部建築住宅課 公共住宅チーム
個人情報ファイルの利用目的	県営住宅の入居資格の要件を確認するために利用する。
記録項目	1氏名、2住所、3年齢・生年月日、4電話番号、5性別、6本籍・国籍、7障害の程度、8家族状況、9職業・職歴、10学歴・学業、11収入
記録範囲	入居者、同居家族、連帯保証人
記録情報の収集方法	本人からの申告、 他の実施機関や国・他の地方公共団体からの提供
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 1. 秋田県建設部建築住宅課 2. 北秋田地域振興局建設部建築課 3. 山本地域振興局建設部建築課 4. 秋田地域振興局建設部建築課 5. 由利地域振興局建設部建築課 6. 仙北地域振興局建設部建築課 7. 平鹿地域振興局建設部建築課 8. 雄勝地域振興局建設部建築課

	(所在地) 1. 〒010-8570 秋田県秋田市山王4-1-1 2. 〒018-3393 秋田県北秋田市鷹巣東中岱76-1 3. 〒016-0815 秋田県能代市御指南町1-10 4. 〒010-0951 秋田県秋田市山王4-1-2 5. 〒015-0885 秋田県由利本荘市水林366 6. 〒014-0062 秋田県大仙市大曲上栄町13-62 7. 〒013-0033 秋田県横手市旭川1丁目3-41 8. 〒012-0857 秋田県湯沢市千石町2丁目1-10	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	☒ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	秋田県建設部建築住宅課 〒010-8570 秋田県秋田市山王4-1-1	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考	—	

様式第2号

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	家賃・敷金事務ファイル
行政機関等の名称	秋田県知事
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	建設部建築住宅課 公共住宅チーム
個人情報ファイルの利用目的	県営住宅の入居者の家賃・敷金の収納管理に利用する。
記録項目	1氏名、2住所、3電話番号、4収入
記録範囲	入居者
記録情報の収集方法	本人からの申告
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 1. 秋田県建設部建築住宅課 2. 北秋田地域振興局建設部建築課 3. 山本地域振興局建設部建築課 4. 秋田地域振興局建設部建築課 5. 由利地域振興局建設部建築課 6. 仙北地域振興局建設部建築課 7. 平鹿地域振興局建設部建築課 8. 雄勝地域振興局建設部建築課

	(所在地) 1. 〒010-8570 秋田県秋田市山王4-1-1 2. 〒018-3393 秋田県北秋田市鷹巣東中岱76-1 3. 〒016-0815 秋田県能代市御指南町1-10 4. 〒010-0951 秋田県秋田市山王4-1-2 5. 〒015-0885 秋田県由利本荘市水林366 6. 〒014-0062 秋田県大仙市大曲上栄町13-62 7. 〒013-0033 秋田県横手市旭川1丁目3-41 8. 〒012-0857 秋田県湯沢市千石町2丁目1-10	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	☒ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	秋田県建設部建築住宅課 〒010-8570 秋田県秋田市山王4-1-1	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考	—	

様式第2号

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	建築物等の確認及び検査ファイル
行政機関等の名称	秋田県知事
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	建設部建築住宅課建築指導チーム
個人情報ファイルの利用目的	建築物等の確認及び検査
記録項目	1氏名、2識別番号、3住所、4電話番号
記録範囲	確認申請者、完了検査申請者
記録情報の収集方法	本人の申請
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 1. 鹿角地域振興局建設部建築課 2. 北秋田地域振興局建設部建築課 3. 山本地域振興局建設部建築課 4. 秋田地域振興局建設部建築課 5. 由利地域振興局建設部建築課 6. 仙北地域振興局建設部建築課 7. 平鹿地域振興局建設部建築課 8. 雄勝地域振興局建設部建築課

	(所在地) 1. 〒018-5201 秋田県鹿角市花輪六月田 1 2. 〒018-3393 秋田県北秋田市鷹巣東中岱 7 6 - 1 3. 〒016-0815 秋田県能代市御指南町 1 ? 1 0 4. 〒010-0951 秋田県秋田市山王 4 - 1 - 2 5. 〒015-0885 秋田県由利本荘市水林 3 6 6 6. 〒014-0062 秋田県大仙市大曲上栄町 1 3 ? 6 2 7. 〒013-0033 秋田県横手市旭川 1 丁目 3 ? 4 1 8. 〒012-0857 秋田県湯沢市千石町 2 丁目 1 ? 1 0	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考	—	

様式第2号

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	特殊建築物等定期報告ファイル
行政機関等の名称	秋田県知事
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	建設部建築住宅課建築指導チーム
個人情報ファイルの利用目的	特殊建築物等の定期報告
記録項目	1氏名、2識別番号、3住所、4電話番号
記録範囲	定期報告者
記録情報の収集方法	所有者等からの報告
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 1. 鹿角地域振興局建設部建築課 2. 北秋田地域振興局建設部建築課 3. 山本地域振興局建設部建築課 4. 秋田地域振興局建設部建築課 5. 由利地域振興局建設部建築課 6. 仙北地域振興局建設部建築課 7. 雄勝地域振興局建設部建築課

	(所在地) 1. 〒018-5201 秋田県鹿角市花輪六月田 1 2. 〒018-3393 秋田県北秋田市鷹巣東中岱 7 6 - 1 3. 〒016-0815 秋田県能代市御指南町 1 - 1 0 4. 〒010-0951 秋田県秋田市山王 4 - 1 - 2 5. 〒015-0885 秋田県由利本荘市水林 3 6 6 6. 〒014-0062 秋田県大仙市大曲上栄町 1 3 - 6 2 7. 〒012-0857 秋田県湯沢市千石町 2 丁目 1 - 1 0	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	☐ 法第60条第2項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考	—	

様式第2号

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	宅地建物取引業者ファイル
行政機関等の名称	秋田県知事
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	建設部建築住宅課建築指導チーム
個人情報ファイルの利用目的	宅地建物取引業者免許事務
記録項目	1氏名、2識別番号、3住所、4年齢・生年月日、5電話番号、6性別
記録範囲	宅地建物取引業者免許申請書を提出した者
記録情報の収集方法	本人からの申請、本籍地市町村役場への照会、県警本部への照会
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 1. 鹿角地域振興局建設部建築課 2. 北秋田地域振興局建設部建築課 3. 山本地域振興局建設部建築課 4. 秋田地域振興局建設部建築課 5. 由利地域振興局建設部建築課 6. 仙北地域振興局建設部建築課 7. 平鹿地域振興局建設部建築課 8. 雄勝地域振興局建設部建築課

	(所在地) 1. 〒018-5201 秋田県鹿角市花輪六月田 1 2. 〒018-3393 秋田県北秋田市鷹巣東中岱 7 6 - 1 3. 〒016-0815 秋田県能代市御指南町 1 - 1 0 4. 〒010-0951 秋田県秋田市山王 4 - 1 - 2 5. 〒015-0885 秋田県由利本荘市水林 3 6 6 6. 〒014-0062 秋田県大仙市大曲上栄町 1 3 - 6 2 7. 〒013-0033 秋田県横手市旭川 1 丁目 3 - 4 1 8. 〒012-0857 秋田県湯沢市千石町 2 丁目 1 - 1 0	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考		

様式第2号

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	宅地建物取引士ファイル
行政機関等の名称	秋田県知事
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	建設部建築住宅課建築指導チーム
個人情報ファイルの利用目的	宅地建物取引士資格登録
記録項目	1氏名、2識別番号、3住所、4年齢・生年月日、5電話番号、6性別
記録範囲	宅地建物取引士資格登録申請書を提出した者
記録情報の収集方法	本人からの申請、本籍地市町村役場への照会
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 1. 北秋田地域振興局建設部建築課 2. 秋田地域振興局建設部建築課 3. 仙北地域振興局建設部建築課
	(所在地) 1. 〒018-3393 秋田県北秋田市鷹巣東中岱 7 6 - 1 2. 〒010-0951 秋田県秋田市山王 4 - 1 - 2 3. 〒014-0062 秋田県大仙市大曲上栄町 1 3 - 6 2

訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備 考		

様式第2号

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	秋田県住宅リフォーム推進事業補助金交付ファイル
行政機関等の名称	秋田県知事
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	建設部建築住宅課調整・住宅政策チーム
個人情報ファイルの利用目的	秋田県住宅リフォーム推進事業補助金
記録項目	1氏名、2住所、3電話番号、4家族状況
記録範囲	秋田県住宅リフォーム推進事業補助金申請者
記録情報の収集方法	本人の申請
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 1. 鹿角地域振興局建設部建築課 2. 北秋田地域振興局建設部建築課 3. 山本地域振興局建設部建築課 4. 秋田地域振興局建設部建築課 5. 由利地域振興局建設部建築課 6. 仙北地域振興局建設部建築課 7. 平鹿地域振興局建設部建築課 8. 雄勝地域振興局建設部建築課

	(所在地) 1. 〒018-5201 秋田県鹿角市花輪六月田 1 2. 〒018-3393 秋田県北秋田市鷹巣東中岱 7 6 - 1 3. 〒016-0815 秋田県能代市御指南町 1-1 0 4. 〒010-0951 秋田県秋田市山王 4 - 1 - 2 5. 〒015-0885 秋田県由利本荘市水林 3 6 6 6. 〒014-0062 秋田県大仙市大曲上栄町 1 3-6 2 7. 〒013-0033 秋田県横手市旭川 1 丁目 3-4 1 8. 〒012-0857 秋田県湯沢市千石町 2 丁目 1-1 0	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名 称) 1. 鹿角地域振興局建設部建築課 2. 北秋田地域振興局建設部建築課 3. 山本地域振興局建設部建築課 4. 秋田地域振興局建設部建築課 5. 由利地域振興局建設部建築課 6. 仙北地域振興局建設部建築課 7. 平鹿地域振興局建設部建築課 8. 雄勝地域振興局建設部建築課 (所在地) 1. 〒018-5201 秋田県鹿角市花輪六月田 1 2. 〒018-3393 秋田県北秋田市鷹巣東中岱 7 6 - 1 3. 〒016-0815 秋田県能代市御指南町 1-1 0 4. 〒010-0951 秋田県秋田市山王 4 - 1 - 2 5. 〒015-0885 秋田県由利本荘市水林 3 6 6 6. 〒014-0062 秋田県大仙市大曲上栄町 1 3-6 2 7. 〒013-0033 秋田県横手市旭川 1 丁目 3-4 1 8. 〒012-0857 秋田県湯沢市千石町 2 丁目 1-1 0	

行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備 考	旧住宅リフォーム緊急支援事業における個人情報を含む